

# 第3次一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

愛南町

# 目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
1. 本町の一般廃棄物処理の動向	1
2. 国の動向	1
3. 愛媛県の動向	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第2章 愛南町の概況	5
第1節 地理的・地形的特性	5
第2節 気象的特性	6
第3節 土地利用状況	6
第4節 人口及び世帯数の推移	7
1. 人口及び世帯数の分布	7
2. 年齢階級別人口	8
第5節 産業の動向	9
1. 産業別就業人口	9
2. 事業所	10
第3章 ごみ処理基本計画	11
第1節 一般廃棄物処理の現況	11
1. ごみ処理体系	11
2. 収集・運搬の状況	12
3. 収集・運搬量及びごみ処理の実績	14
4. ごみ処理・処分施設の概要	15
5. ごみの排出抑制・減量化・再生利用の状況	16
6. これまでのごみ処理の評価	17
7. 課題の抽出	19
第2節 ごみ処理基本計画の策定	20
1. 将来予測	20
2. 基本方針	32
3. 目標値の設定	32
4. ごみ処理基本計画の施策（関連するSDGsの目標）	34
第4章 生活排水処理基本計画	43
第1節 基本方針	43
第2節 生活排水処理の現状	43
第3節 生活排水の処理主体	44
第4節 処理形態別人口の予測	45
第5節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	47

1.	し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ.....	47
2.	し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績.....	47
3.	1人1日当たり排出量.....	48
4.	し尿処理施設の概要.....	48
第6節	し尿及び浄化槽汚泥処理計画.....	49
1.	収集・運搬計画.....	49
2.	中間処理計画.....	49

## 第 1 章 計画の概要

### 第 1 節 計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき、長期的・総合的視点に立った愛南町の一般廃棄物の処理に関する基本方針を明確にするものです。

令和 2 年度に中間見直しをした本計画の目標年次である令和 7 年度までの計画の進捗状況を検証し、その検証結果及び愛南町の社会・経済情勢の変化や今後の一般廃棄物発生の見込み、地域の開発計画などを踏まえ「愛南町一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

#### 1. 本町の一般廃棄物処理の動向

本町の一般廃棄物処理は、し尿処理については、平成 27 年 8 月より宇和島地区広域事務組合汚泥再生センター（以下「広域汚泥再生処理センター」という。）において処理を行っています。また、中間処理及び資源物の回収は、平成 29 年 10 月より宇和島地区広域事務組合環境センター（以下「広域環境センター」という。）において処理を行っています。広域汚泥再生処理センターと広域環境センターは、愛媛県が策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の広域化・集約化を推進するため、宇和島地区広域事務組合で建設された施設です。

#### 2. 国の動向

国は令和 6 年 8 月に循環型社会形成推進基本計画の見直しを行い、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。第五次循環型社会形成推進基本計画では基本的方向として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」を掲げており、取組として

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を打ち出しています。そして、それらの実現に向けて施策を展開し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献すると同時に、循環経済への移行を加速させることを目指しています。

また、循環経済への移行は、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現、廃棄物の削減・汚染防止、自然資本への負荷軽減など、多角的な効果をもたらすとされており、資源を循環させながら自然の回復に貢献し、循環型社会の形成を推進することで、持続可能な社会の実現に繋げるとしています。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会を形成するための目標を設定する指標を定めていますが、一般廃棄物の指標は表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1 第五次循環型社会形成推進基本計画の取組指標

指標名		数値目標【目標年次】
地域特性を活かした廃棄物の 排出抑制・循環利用の状況	地域ごとの一般廃棄物の 排出量	—
	地域ごとの一般廃棄物の 循環利用量・循環利用率	—
	地域ごとの一般廃棄物の 焼却量	—
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g【2030年度】

### 3. 愛媛県の動向

愛媛県は令和4年3月に循環型社会推進計画の見直しを行い、第五次えひめ循環型社会推進計画を策定しました。第五次えひめ循環型社会推進計画では、表 1-2に示すとおり一般廃棄物の減量化目標を立てています。

本町でも、廃棄物等の減量化を取組指標に設定し、ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量の減量化目標は、表 1-3に示すとおりとします。

表 1-2 第五次えひめ循環型社会推進計画の取組指標

目標年度	取組指標	目標値
令和7年度	ごみ総排出量	令和2年度比で約8%削減
	1人1日当たり排出量	令和2年度比で約2%削減

表 1-3 第3次一般廃棄物処理基本計画の取組指標

目標年度	取組指標	目標値
令和17年度	ごみ総排出量	令和6年度比で約20%削減
	1人1日当たり排出量	令和6年度比で約5%削減

## 第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本的な計画です。

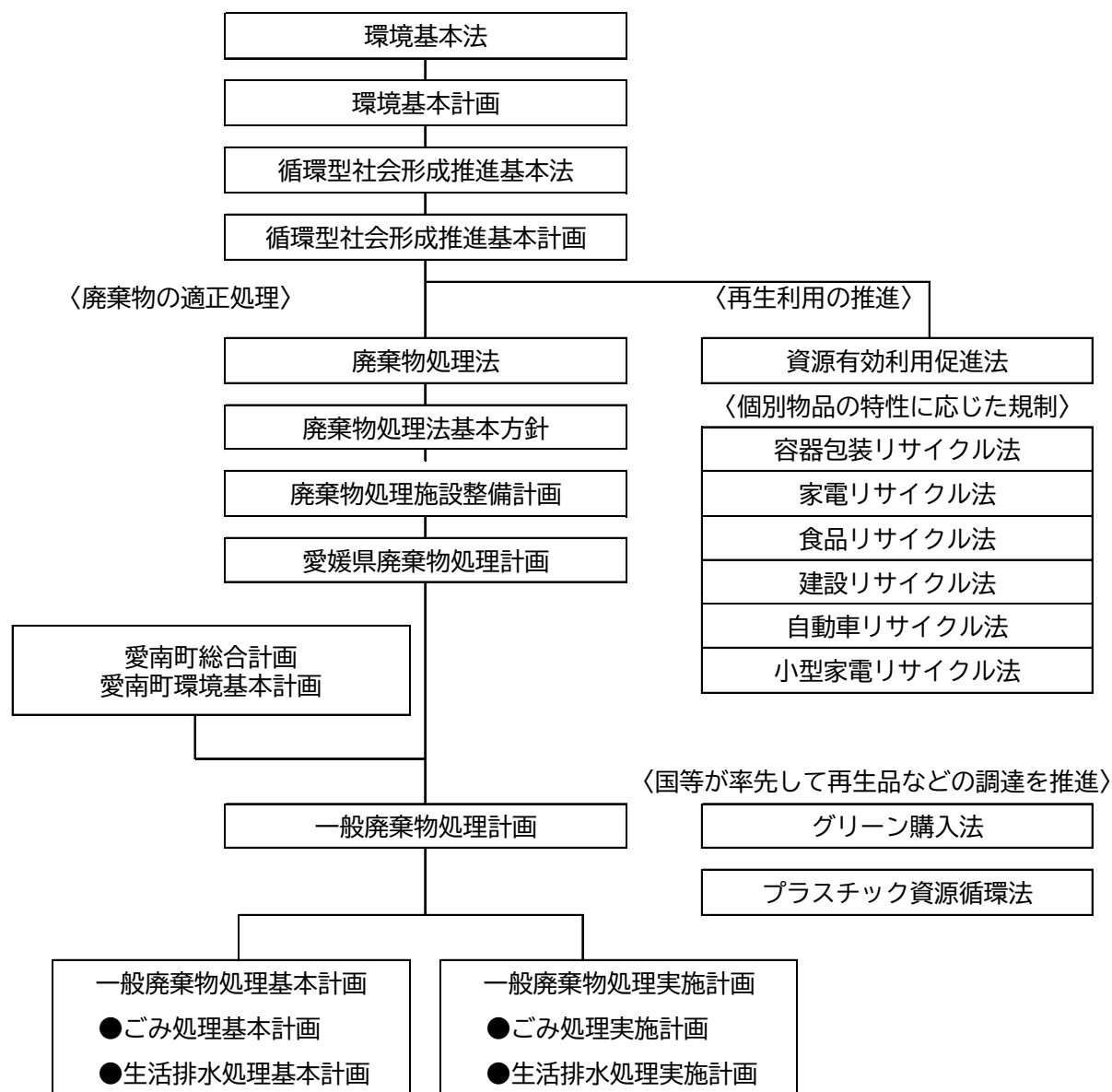
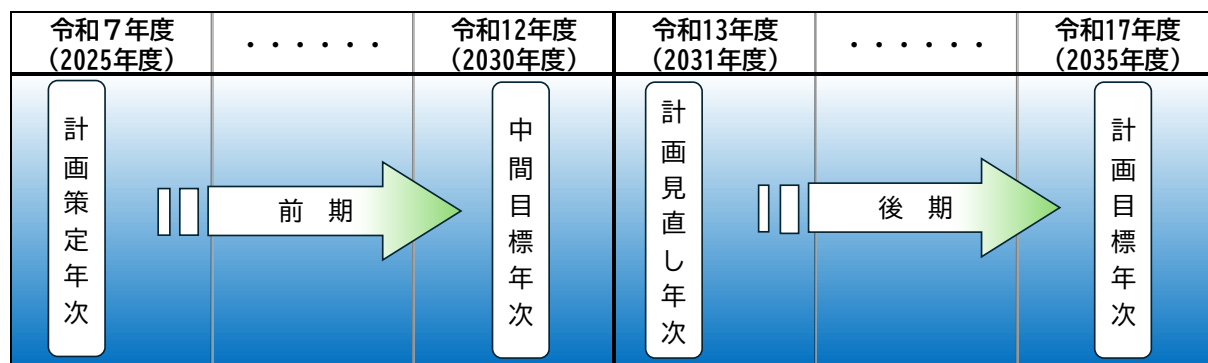


図 1-1 本計画の位置付けと他の計画との関係

### 第 3 節 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、令和17年度を目標年次とします。計画期間の中間となる令和12年度には、これまでの進捗状況を評価し、目標達成に向けた見直しを行います。また、社会情勢の変化や法改正等により計画の遂行が困難になった場合や、より効果的な計画遂行のために必要と判断された場合にも計画の見直しを行うこととします。



## 第 2 章 愛南町の概況

### 第 1 節 地理的・地形的特性

本町は、愛媛県最南端部足摺宇和海国立公園の一角に位置しています。

地形は、起伏に富んだ中山間地帯であり、北は四国山脈から分岐する篠山支脈の800m前後の山林地帯、南は雄大な景観をもつリアス式海岸が太平洋を望んでいます。東は篠山が東進して高知県宿毛湾に注ぎ、西は宇和海に由良半島が長く突き出ており、豊後水道をはさんで九州に面しています。



図 2-1 位置図

## 第 2 節 気象的特性

気候は、本町全体において四季を通じて温暖な気候です。冬季においても、ほとんど降雪をみない温暖多湿の気候です。

御荘観測所における気温及び降水量の測定結果は、表 2-1に示すとおりで、令和4年の気象概況によると、最高気温は33.4℃（8月）、最低が1.8℃（2月）、年間の平均は17.7℃前後です。降水量は年間1,649.0mmです。

表 2-1 令和4年の気温及び降水量の状況（御荘地域気象観測所）

月	気 温		降水量 (mm)
	最高 (℃)	最低 (℃)	
1	11.5	2.4	58.5
2	10.6	1.8	19.0
3	18.0	7.2	147.5
4	21.4	10.9	153.0
5	24.4	14.3	128.5
6	27.6	20.0	157.5
7	31.2	23.4	474.0
8	33.4	24.8	22.5
9	30.3	22.1	343.0
10	24.9	14.3	24.0
11	21.5	11.3	85.0
12	12.6	4.0	36.5
年 間	年間平均最高 22.3	年間平均最低 13.0	年間総降水量 1,649.0

資料：第73回愛媛県統計年鑑（令和6年実績）

## 第 3 節 土地利用状況

本町の地目別土地面積は、山林（49.6%）が最も多く全体の半分を占めており、次いで畑（8.2%）、田（4.2%）、となっています。

表 2-2 地目別土地面積

（単位：km<sup>2</sup>）

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	その他	合計
地目別面積	9.26	18.18	4.95	0.20	110.12	0.74	78.45	221.90
(比率)	(4.2%)	(8.2%)	(2.2%)	(0.1%)	(49.6%)	(0.3%)	(35.4%)	(100.0%)

資料：第73回愛媛県統計年鑑（令和5年1月1日現在）

## 第 4 節 人口及び世帯数の推移

### 1. 人口及び世帯数の分布

本町の人口は、過去5年間（令和2年度～令和6年度）の推移をみると、表 2-3及び図 2-2に示すとおり、令和6年度現在18,337人で、令和2年度に比べ、約9.7%減少しています。

また、世帯数も減少傾向にあり、令和6年度現在で、令和2年度に比べ、約4.2%減少しています。1世帯あたりの人数は、令和2年度に約2.00人、令和6年度には約1.88人となっています。

表 2-3 人口及び世帯数の動態

年度	人口（人）	世帯数（世帯）
令和2年	20,300	10,154
令和3年	19,868	10,051
令和4年	19,328	9,953
令和5年	18,878	9,896
令和6年	18,337	9,730

資料：各年度末住民基本台帳

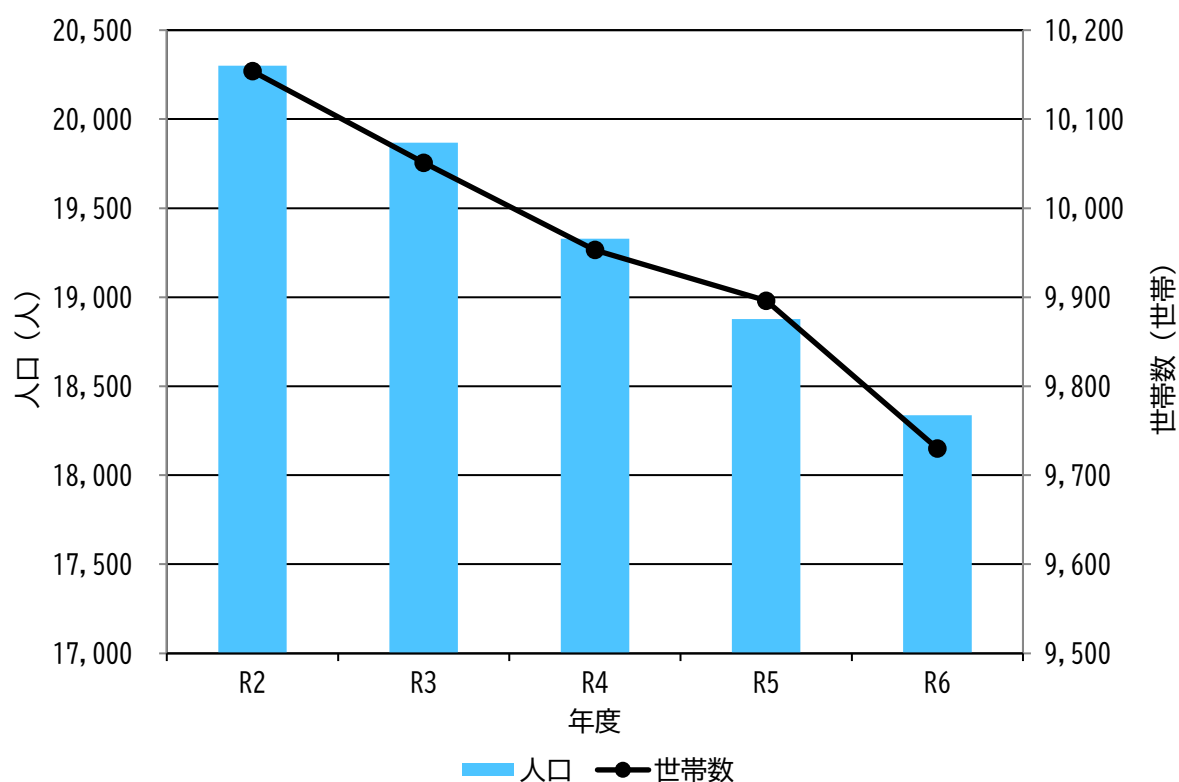


図 2-2 人口及び世帯数の動態

## 2. 年齢階級別人口

本町の年齢階級別人口は、表 2-4及び図 2-3に示すとおりで、70～79歳が最も多く、全体の19.4%を占めており、次いで60～69歳が19.0%、50～59歳が12.8%となっています。

表 2-4 年齢階級別人口

年齢階級	人口（人）	構成比
0～9歳	953	4.9%
10～19歳	1,232	6.3%
20～29歳	771	3.9%
30～39歳	1,276	6.5%
40～49歳	2,233	11.4%
50～59歳	2,517	12.8%
60～69歳	3,726	19.0%
70～79歳	3,794	19.4%
80～89歳	2,333	11.9%
90～99歳	700	3.6%
100歳以上	29	0.1%
年齢不詳	37	0.2%
合計	19,601	100.0%

資料：第73回愛媛県統計年鑑（令和2年10月1日現在、国勢調査）

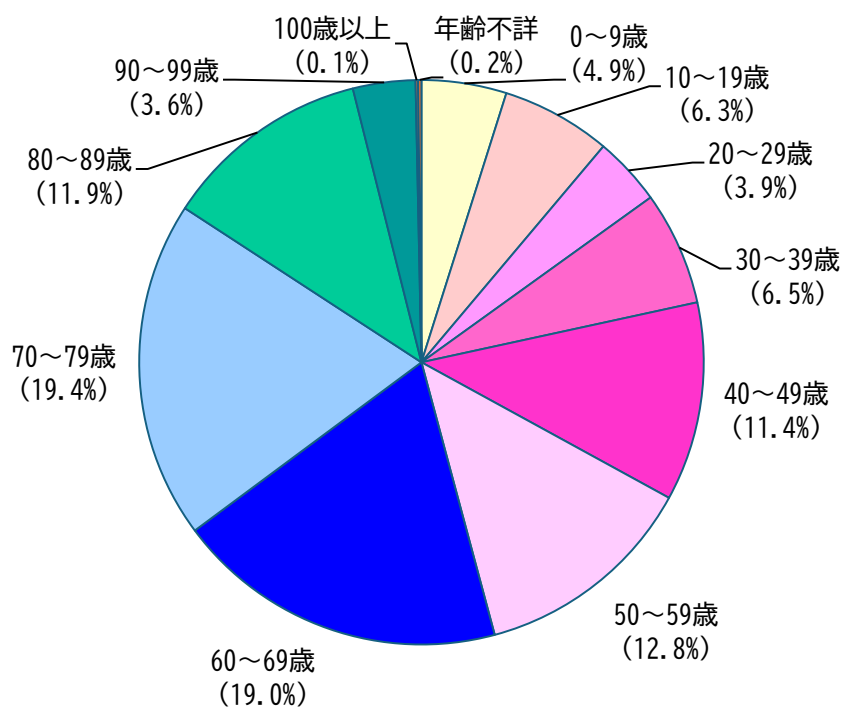


図 2-3 年齢階級別人口

## 第 5 節 産業の動向

### 1. 産業別就業人口

本町の産業別就業人口は、表 2-5及び図 2-4に示すとおりで、第 1 次産業が20.0%、第 2 次産業が14.1%、第 3 次産業が63.0%となっています。

第 1 次産業の内訳をみると、漁業の割合が高く53.3%となっており、次いで農業の44.2%となっています。第 2 次産業では、建設業が最も多く53.7%、次いで製造業が46.3%を占めています。第 3 次産業では、教育、学習支援業が28.5%で最も多く、次いで卸売・小売業が20.3%を占めています。

表 2-5 産業別就業人口

区分	人口(人)	構成比
第 1 次産業	1,797	20.0%
農業	795	8.9%
林業	44	0.5%
漁業	958	10.7%
第 2 次産業	1,266	14.1%
鉱業	-	-
建設業	680	7.6%
製造業	586	6.5%
第 3 次産業	5,646	63.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	26	0.3%
情報通信業	21	0.2%
運輸業	523	5.8%
卸売・小売業	1,147	12.8%
金融・保険業	122	1.4%
不動産業	33	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	128	1.4%
飲食店、宿泊業	407	4.5%
生活関連サービス業、娯楽業	300	3.3%
医療、福祉	373	4.2%
教育、学習支援業	1,607	17.9%
複合サービス事業	204	2.3%
サービス業	423	4.7%
公務	332	3.7%
分類不能の産業	260	2.9%
合 計	8,969	100.0%

資料：第73回愛媛県統計年鑑（令和 2 年10月1日現在、国勢調査）

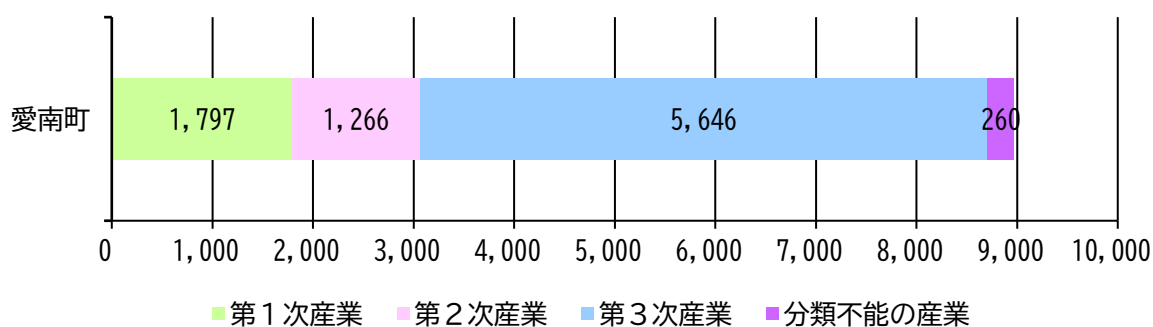


図 2-4 産業構造別人口

## 2. 事業所

本町の事業所数は、表 2-6に示すとおりで、卸売・小売業が最も多く25.9%を占めており、次いで生活関連サービス業、娯楽業が12.5%となっています。

表 2-6 事業所数

区分	事業所数	比率
農林漁業	49	4.6%
鉱業	—	—
建設業	87	8.2%
製造業	57	5.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.2%
情報通信業	3	0.3%
運輸業	25	2.3%
卸売・小売業	276	25.9%
金融・保険業	11	1.0%
不動産業	59	5.5%
学術研究、専門・技術サービス業	26	2.4%
飲食店、宿泊業	131	12.3%
生活関連サービス業、娯楽業	133	12.5%
医療、福祉	80	7.5%
教育、学習支援業	25	2.3%
複合サービス事業	25	2.3%
サービス業	76	7.1%
合計	1,065	100.0%

※国及び地方公共団体の事業所を含まない。

資料：令和3年愛媛県経済センサス（令和3年6月1日現在）

### 第 3 章 ごみ処理基本計画

#### 第 1 節 一般廃棄物処理の現況

##### 1. ごみ処理体系

##### (1) ごみ処理の概要

本町のごみ処理の概要は、収集・運搬については主に業者委託等で行い、一部を町直営で行っています。中間処理については、ごみ焼却処理及び不燃物処理を広域環境センターで行い、最終処分を広域環境センター及び宇和島市と愛南町で行っています。処理・処分の施設の位置は図 3-1に示すとおりで、本町におけるごみ処理・処分の体系は図 3-2に示すとおりです。

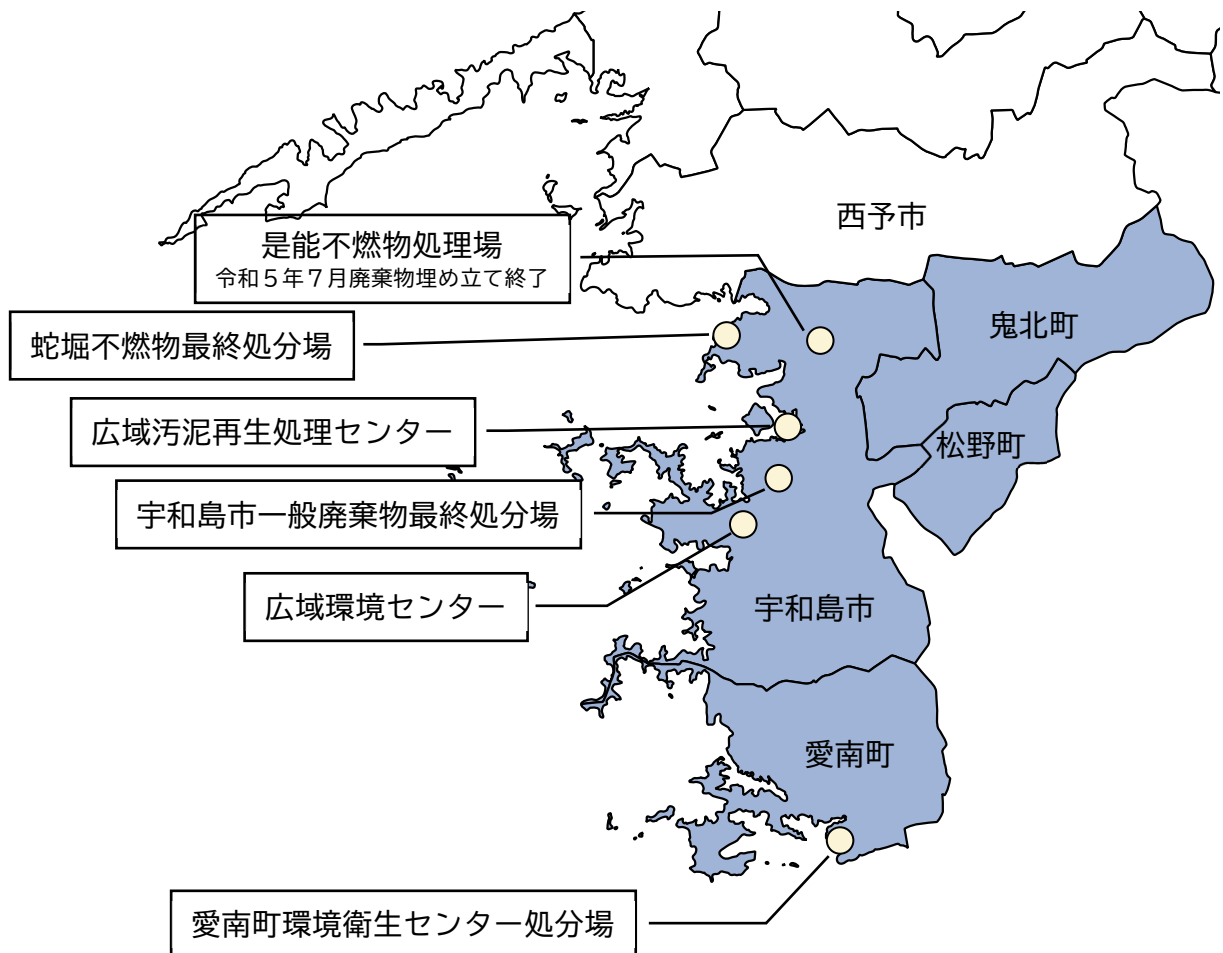


図 3-1 処理・処分施設の位置

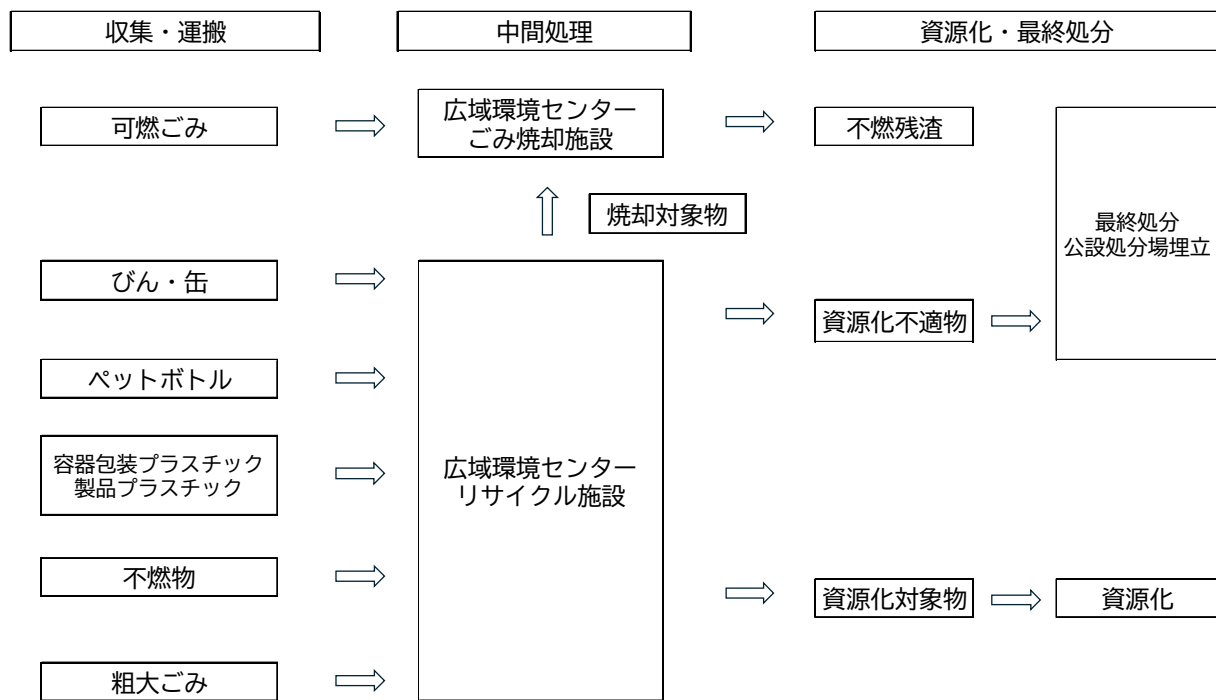


図 3-2 ごみ処理・処分の体系（現況）

## 2. 収集・運搬の状況

### (1) 収集ごみ

排出される家庭系ごみは、可燃ごみと資源ごみ、粗大ごみに区分され、可燃ごみと資源ごみについては分別収集を行っています。

### (2) 直接搬入ごみ

排出される事業系ごみ（一般廃棄物・粗大ごみを除く）、家庭系粗大ごみ、その他（蛍光灯等）については、環境衛生センターへ直接搬入することとしています。なお、事業系ごみ及び家庭系粗大ごみについては、排出者自らが町許可業者に委託することも可能です。

### (3) 収集ごみの排出、収集、運搬方法

収集ごみの排出、収集、運搬方法は、表 3-1に示すとおりです。

表 3-1 排出、収集、運搬方法

区 分		排出方法	排出場所	収集回数	収集運搬主体
可燃ごみ		指定袋	ごみ集積所	3回/週	委託
資源ごみ	びん・缶	指定袋	ごみ集積所	1回/月	委託
	ペットボトル	指定袋	ごみ集積所	1回/月	委託
	不燃物	指定袋	ごみ集積所	1回/月	委託
	新聞・雑誌・ダンボール	ひもで縛る	指定集積所	1回/月	直営

※令和7年度現在

また、可燃ごみと資源ごみの収集品目と排出方法は、表 3-2に示すとおりです。

表 3-2 家庭ごみの排出方法

可燃ごみ (燃やすごみ)	台所のごみ ⇒ 食料品の容器（水で汚れが落ちないもの） 残飯・料理くず・茶かす・果物の皮等 紙くず ⇒ 酒パック・ティッシュ・紙おむつ等 繊維くず ⇒ 布切れ・衣類等 その他 ⇒ 吸殻・貝殻・履物・CD・DVD等
資源ごみ (びん・缶)	びん類 ⇒ 酒びん・調味料・ドリンクびん・油びん等 (びんの栓と中身は必ず除く) 空缶 ⇒ ビール缶・ジュース缶・缶詰・ミルク缶類等 (中身を出して水洗いすること、スプレー缶 はガスを完全に抜いて出すこと)
資源ごみ (ペットボトル)	ペットボトル ⇒ ジュース・酒・調味料用ペットボトル等 (水洗いをして、ラベル・キャップを取除く)
資源ごみ (不燃物)	小型家電製品類 ⇒ 炊飯器・ポット・ラジカセ等 金属類 ⇒ 鍋・やかん・フライパン等 陶磁器類 ⇒ 茶碗・皿・瀬戸物等 その他ガラス類 ⇒ コップ・グラス・花瓶等
粗大ごみ (小型家電含む)	家電品 ⇒ パソコン・扇風機・電子レンジ・あんま機等 その他 ⇒ 自転車・三輪車・座椅子・布団・家具・机 エレクトーン・ギター等
その他	紙類 ⇒ 新聞・雑誌・ダンボール等（十文字に結ぶ） その他 ⇒ 電池・蛍光灯等
取り扱わないごみ	危険物類 ⇒ 消火器・ガスボンベ・火薬類等 建築廃材 ⇒ 木材・瓦・ブロック・コンクリート・土砂等 有害物質 ⇒ シンナー・農薬等 医療系廃棄物 ⇒ 注射器・注射針・医薬品類等 リサイクル 対象家電 ⇒ エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・ 衣類乾燥機 その他 ⇒ オートバイ・タイヤ・畳・農機具等
備考	分別が徹底されていない袋は収集しない。

※令和7年度現在

### 3. 収集・運搬量及びごみ処理の実績

新分別の変更となった平成29年以降、過去8年間（平成29年度～令和6年度）の本町の年間ごみ処理量は、表 3-3に示すとおりです。

令和6年度におけるごみ処理量は、令和2年度と比較して、搬入ごみが約9%減少しています。要因として、人口減少による部分はあるものの、分別早見表や広報を用いた啓発活動等、事業系ごみ（搬入ごみに含む）の適正搬出についての指導強化、住民のごみ減量化への意識が向上した結果の実績によるものです。

表 3-3 収集・運搬量及びごみ処理の実績

区分(単位)		年度							
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画処理区域内人口(人)		21,756	21,296	20,774	20,300	19,868	19,328	18,878	18,337
搬入量合計(t)	可燃ごみ(家庭系)	4,478	4,396	4,363	4,250	4,219	4,153	3,956	3,789
	可燃ごみ(事業系)	1,211	954	951	1,125	1,133	1,125	1,062	1,073
	可燃ごみ 合計	5,689	5,350	5,314	5,375	5,352	5,278	5,018	4,862
	資源ごみ	680	662	647	702	586	647	622	602
	粗大ごみ	153	126	167	111	124	152	148	165
	合計	6,522	6,138	6,128	6,188	6,062	6,077	5,788	5,629
焼却量(t)		7,198	7,038	6,766	5,375	5,354	5,299	5,150	5,010
資源化量(t)	金属類プレス	60	51	51	56	53	54	49	45
	スチール	25	27	27	25	26	25	22	23
	アルミ	25	25	27	28	27	27	23	26
	ガラス類	70	95	86	94	91	90	83	81
	プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	32	35	36	38	40	42	42	41
	紙類	293	287	274	273	267	239	232	219
	その他	26	43	57	50	45	46	53	49
	合計	531	563	558	564	549	523	504	484
最終処分場(t)	焼却灰	733	700	710	640	649	647	619	632
	不燃残渣	62	38	32	24	19	22	19	14
	し尿焼却灰	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	795	738	742	664	668	669	638	646

※平成29年4月1日より、広域環境センター搬入新分別に変更

※平成29年10月1日より、広域環境センター本稼働

#### 4. ごみ処理・処分施設の概要

ごみ処理は、現在宇和島地区広域事務組合や宇和島市、愛南町が所有する施設により処理・処分を行っています。

処理・処分施設の概要は、表 3-4に示すとおりです。

表 3-4 処理・処分施設の概要

##### 中間処理施設の概要

施設名称	宇和島地区広域事務組合環境センター
所在地	愛媛県宇和島市祝森甲3799番地
敷地面積	約2.9ha
建築延床面積	熱回収棟（地下3階、地上6階）高さ約27m 煙突高さ59m 延床面積7,101.38㎡ 資源回収棟（地下1階、地上3階）高さ14.5m 延床面積1,569.19㎡
処理物	一般廃棄物（可燃ごみ、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみ）
処理能力	熱回収施設【ごみ焼却施設：120t/日※60t×2炉24時間運転】 資源回収施設【20t/日※5時間運転】
処理方式	熱回収施設 全連続式ストーカ炉 リサイクルセンター 破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管
資源化方式	ごみ発電 定格出力2,500kw（発熱ボイラー） 焼却灰セメント資源化方式等

平成29年10月本稼働

##### 最終処分場概要

施設名称	愛南町環境衛生センター最終処分場
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町大浜1番地26
埋立面積	9,700㎡
埋立容積	55,000㎡
埋立構造	準好気性埋立

平成11年11月埋立開始

施設名称	宇和島市一般廃棄物最終処分場
所在地	愛媛県宇和島市保田乙541番地
埋立面積	21,000㎡
埋立容積	132,000㎡
埋立構造	準好気性埋立

平成29年7月から受入れ

施設名称	蛇堀不燃物最終処分場
所在地	愛媛県宇和島市吉田町河内甲2371番地
埋立面積	5,060㎡
埋立容積	81,000㎡
埋立構造	サンドイッチ埋立式

令和5年度から再開

## 5. ごみの排出抑制・減量化・再生利用の状況

### (1) 減量化・資源化・有効利用の概要

本町では、ごみの排出抑制として、生ごみ処理容器等の普及によるごみの資源化及び減量化を行っています。また、中間処理段階では広域環境センターリサイクル施設において金属類（鉄、アルミ）、ガラス類、ペットボトル類の分別資源回収を行っています。

#### 1) 生ごみ処理容器の普及

生ごみ処理容器等の普及は、補助制度を活用して推進しています。

補助の内容を表 3-5に、過去3年間の交付実績を表 3-6に示すとおりです。

表 3-5 補助の内容

補助対象	補助率	限度額
生ごみ処理容器(コンポスト)	購入価格の1/2	3,000円
電気式生ごみ処理機	購入価格の1/2	20,000円

表 3-6 交付実績

区分		生ごみ処理容器 (コンポスト)	電気式 生ごみ処理機	合計
令和2年度	台数(基)	4	9	13
	補助額(円)	11,000	137,000	148,000
令和3年度	台数(基)	13	7	20
	補助額(円)	36,300	134,900	171,200
令和4年度	台数(基)	4	6	10
	補助額(円)	8,500	107,300	115,800
令和5年度	台数(基)	3	8	11
	補助額(円)	9,000	158,800	167,800
令和6年度	台数(基)	4	4	8
	補助額(円)	14,400	79,300	93,700

2) 資源ごみからの資源回収

令和2年度～令和6年度に資源回収施設で回収された資源化量は、表 3-7に示すとおりです。

表 3-7 資源化の実績

単位：t

年度	資源ごみ量	金属類プレス	スチール	アルミ	ガラス類	プラスチック	ペットボトル	紙類	その他	資源合計	不燃残渣	資源回収率
令和2年	691	56	25	28	94	0	38	273	39	553	24	80.0%
令和3年	581	53	26	27	91	0	40	267	40	544	19	93.6%
令和4年	642	54	25	27	90	0	42	239	41	518	22	80.7%
令和5年	613	49	22	23	83	0	42	232	44	495	19	80.8%
令和6年	593	45	23	26	81	0	41	219	40	475	14	80.1%

6. これまでのごみ処理の評価

令和6年度までのごみ発生抑制、再使用、再生利用、最終処分量の実績は、表 3-8及び図 3-3のとおりです。

表 3-8 ごみ処理実績及び評価

項目	単位	実績		令和2年度策定目標値	
		令和2年度	令和6年度	令和2年度	令和7年度
ごみ発生量	t/日	16.9	15.4	16.5	15.2
資源化量	t/日	1.5	1.3	1.5	1.7
最終処分量	t/日	1.8	1.8	2.1	1.9
資源化率	%	9.1	8.6	9.3	12.0
減量化率	%	89.3	88.5	87.1	88.0

項目	単位	実績							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ発生量	t/日	17.9	16.8	16.8	16.9	16.6	16.6	15.9	15.4
資源化量	t/日	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
最終処分量	t/日	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6

項目	単位	実績			令和2年度予測					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ごみ発生量	t/日	17.9	16.8	16.8	16.5	16.4	16.2	15.9	15.5	15.3
資源化量	t/日	1.4	1.3	1.3	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7
最終処分量	t/日	1.7	1.7	1.7	2.1	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9

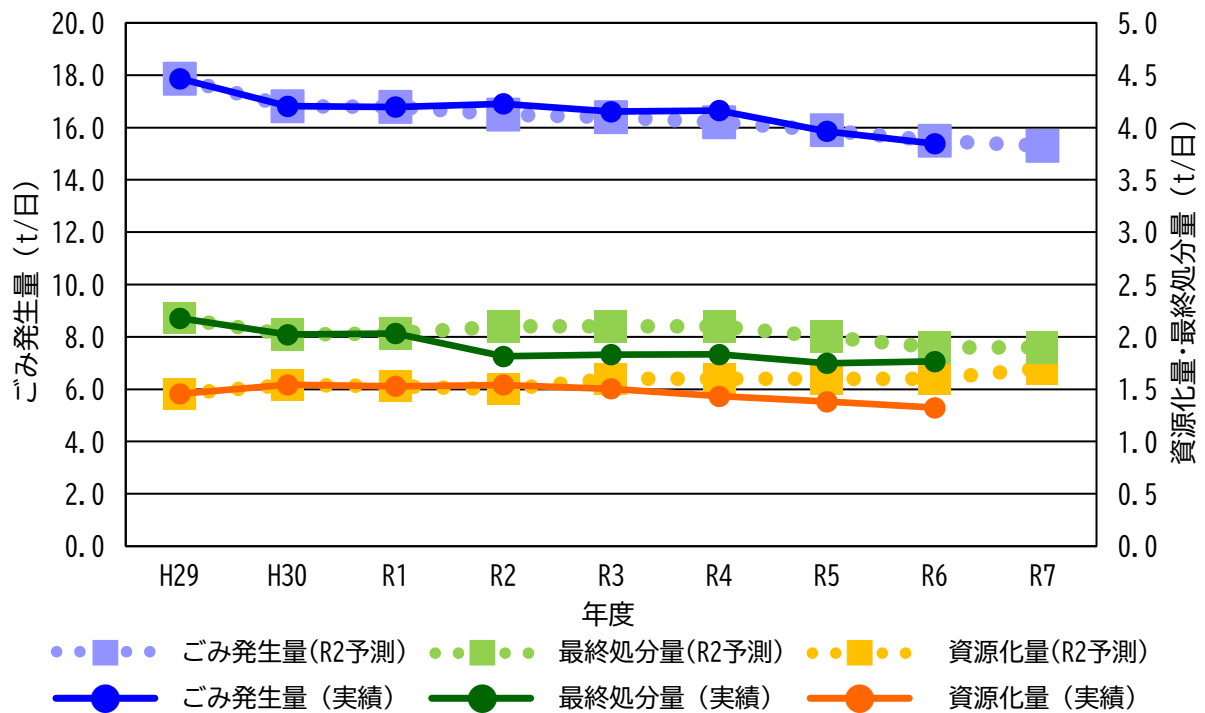


図 3-3 ごみ処理実績

令和 2 年度中間見直し時の令和 6 年度人口の推計は 18,936 人、実際の令和 6 年度の人口は 18,337 人になっており、人口の減少はおおむね推定どおりとなっています。

ごみの発生量については、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で 9% の削減率となっており、住民のごみへの意識が高まり、一人ひとりがごみを減らすよう努力していただいた結果と評価でき、第 2 次計画の平成 28 年度から令和 7 年度目標の 10% 削減も達成できるものと判断します。過去 5 年間のごみ処理実績値より、資源化量は減少し、資源化率についてはほぼ横ばいに推移しています。資源ごみ処理量を一人当たり換算すると、令和 2 年度は 34.6kg/年、令和 6 年度は 32.8kg/年であり、マイバックやマイボトルの利用、詰替製品・簡易包装など、消費者が選択できる資源ごみ削減方法により、ごみの発生制御や資源の再利用を住民が意識しているものと判断します。

最終処分量は減少し減量化率はやや向上していることも、前記のごみ削減に対する住民の行動が反映されていると判断します。

今後も、循環型社会への意識を持ち、住民、事業者、行政が一体となった取組を行い、ごみの発生量を抑え資源ごみの資源化率を上げる努力と創意工夫が必要です。

## 7. 課題の抽出

### (1) 発生・排出抑制に関する課題

本町では、住民・事業者に対してごみの発生・排出抑制のために環境教育や啓発活動を行うとともに、指定袋による有料化等の施策を講じてきました。

その結果平成27年度実績（6,634t）に対しては人口の減少もあって、令和6年度実績で5,629tと約15%減となっており、現在の状況を維持するため、今後も発生・排出抑制を推進していく必要があります。

### (2) 再生利用に関する課題

広域環境センターリサイクル施設において、粗大ごみの選別処理を行い、資源ごみとして、びん・缶類、ペットボトル類、不燃物類の分別収集を行っています。愛南町環境衛生センターでは、古紙、廃蛍光管、廃乾電池、小型家電等の収集及び回収を行っています。リサイクル可能な資源ごみ等については、おおむね分別収集及び資源回収を行っています。更なる分別収集の徹底を促進し、資源化率の向上を図る必要があります。

### (3) 中間処理・最終処分の課題

宇和島圏域での広域的処理を実施するため、広域環境センターが整備され、平成29年度から稼働しています。今後も引き続き、ごみの減量化や資源化に向けた協議を1市3町の構成市町と宇和島地区広域事務組合との連携により、進める必要があります。

最終処分場については、現在、愛南町環境衛生センター最終処分場で飛灰・主灰・大塊物を受け入れており、不燃残渣等は宇和島市の最終処分場等で処分を行っています。

今後の長期利用及び処分経費の削減のため、将来的に広域利用を含めた受入れ先の確保に向け、検討する必要があります。

## 第 2 節 ごみ処理基本計画の策定

### 1. 将来予測

#### (1) 人口及びごみ排出量の予測

本町の計画収集人口は、行政区域内全域を収集対象としていることから、行政区域内人口と同等とします。

また、計画目標年次におけるごみ排出量は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）を参考に、過去の実績からごみ区分ごとの排出原単位を算出し、この実績を基にトレンド法を用いて将来推計したうえで、将来人口を乗じて排出量を予測します。将来推計の手順は、図 3-4 に示すとおりです。

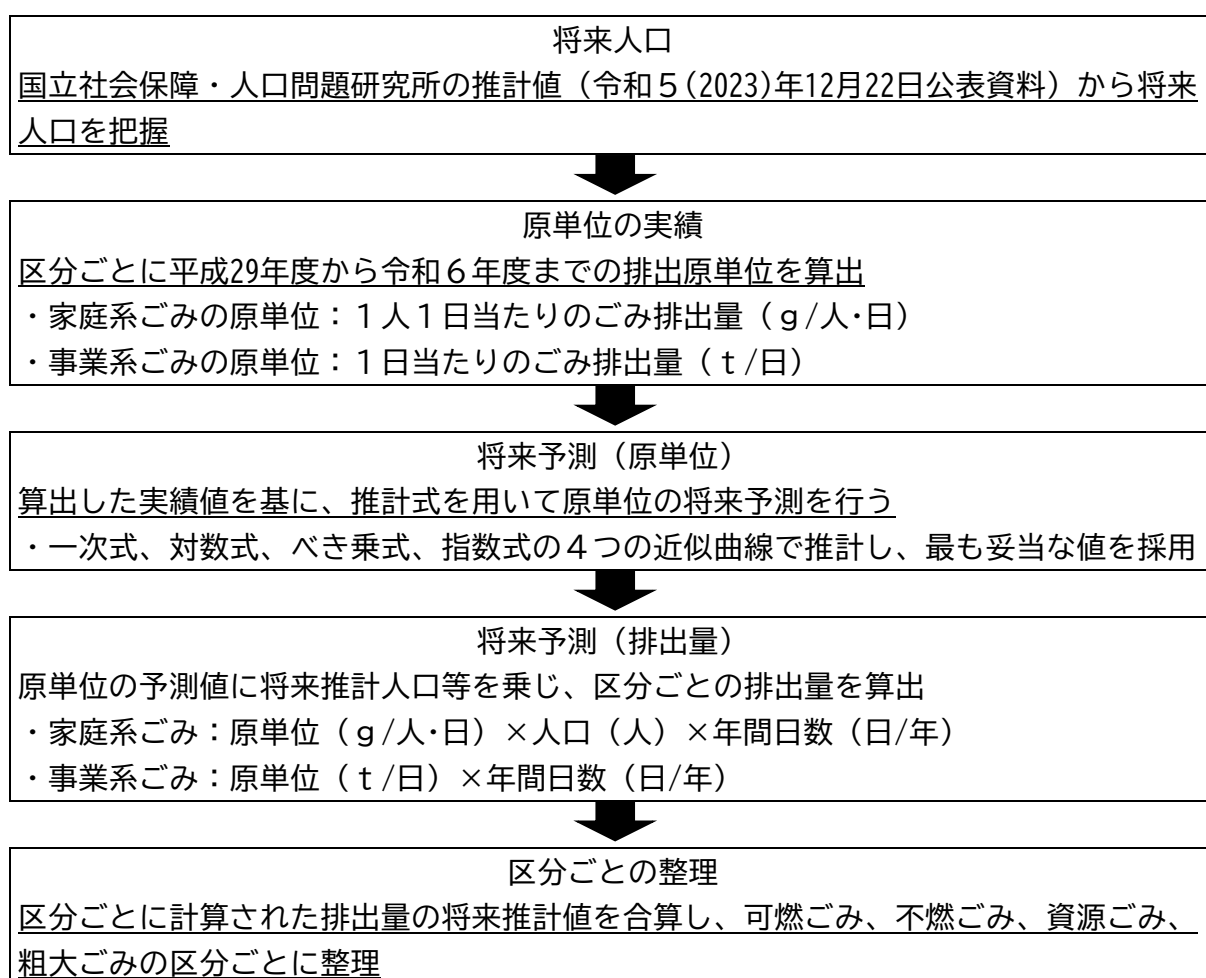


図 3-4 将来予測の手順

#### (2) 予測に用いる推計式

予測に用いる推計式の概要は、表 3-9に示すとおりです。

ごみ排出量は、平成29年度から令和6年度までの1人1日当たり排出量（排出原単位）の実績値を基に、推計式により、それぞれの予測を行います。

なお、家庭系ごみの排出原単位は、区分（可燃、資源、粗大）ごとに予測したものと排出量全体で予測し、過去8年間の実績から区分ごとの比率で配分したものを算出しました。

表 3-9 推計式の概要

一次式	$Y=a+bx$	Y：推計値 a, b：係数 Ln, e：自然対数, 逆対数 x：年度
対数式	$Y=a+b \times \text{Ln}(x)$	
べき乗式	$Y=ae^{bx}$	
指数式	$Y=ax^b$	

### (3) 将来人口予測

愛南町の行政人口は、表 3-10及び図 3-5に示すとおり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計値（令和5（2023）年12月22日公表資料）を採用します。なお、推計値間の予測値は、直線補間により求めたものです。

本町のごみ処理人口は、年々減少していくと予想されます。目標年度（令和17年度）の将来人口は、13,380人となっており、令和6年度の18,337人と比較して、27.0%減少すると予測されます。

表 3-10 将来人口予測

	年度	人口（人）	備考
実績値	平成29年	21,756	
	平成30年	21,296	
	令和元年	20,774	
	令和2年	20,300	
	令和3年	19,868	
	令和4年	19,328	
	令和5年	18,878	
予測値	令和6年	18,337	
	令和7年	17,431	社人研推計値
	令和8年	17,018	
	令和9年	16,605	
	令和10年	16,191	
	令和11年	15,778	
	令和12年	15,365	社人研推計値・見直し年度
	令和13年	14,968	
	令和14年	14,571	
	令和15年	14,174	
令和16年	13,777		
令和17年	13,380	社人研推計値・目標年度	

※実績値は住民基本台帳（各年度末）、予測値は社人研の5年ごとの推計値をもとに直線補間により求めたもの。

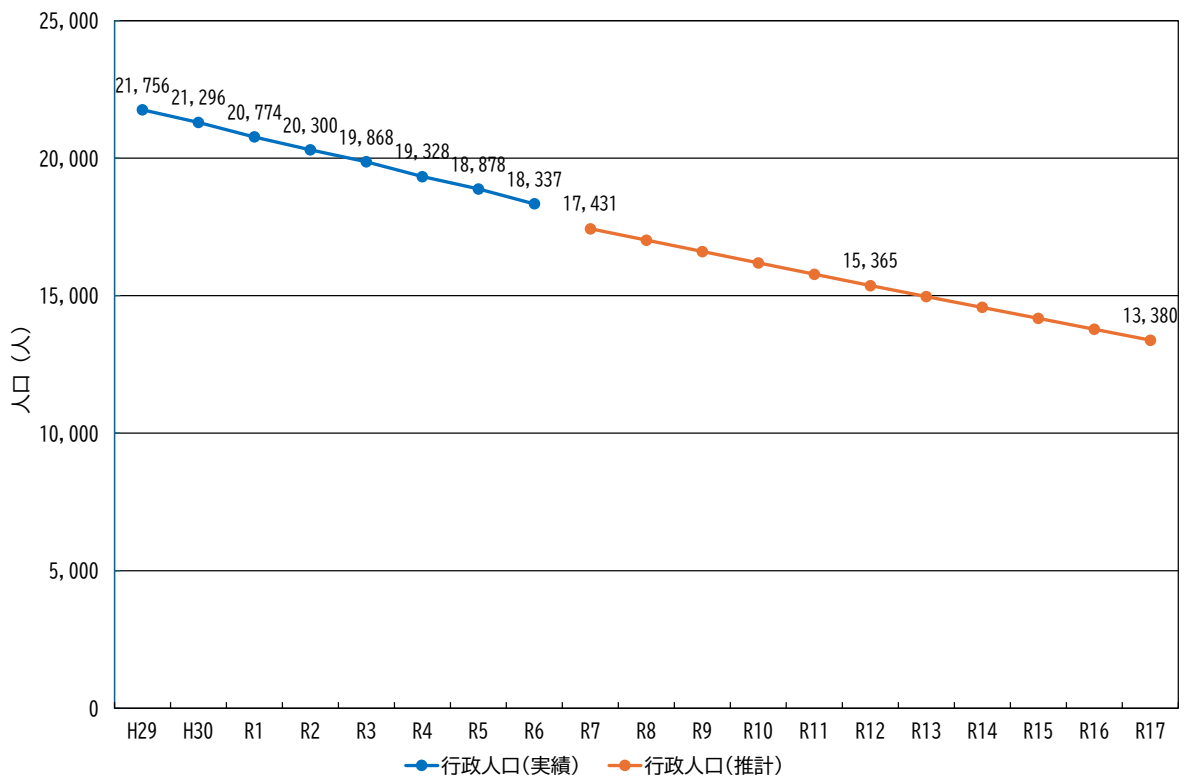


図 3-5 将来人口予測

(4) ごみ排出量の予測

平成29年度から令和6年度までの排出量の実績から、ごみ区分ごとの排出原単位を算出します。

- ・家庭系ごみの原単位：1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）
- ・事業系ごみの原単位：1日当たりのごみ排出量（t/日）

算出した排出原単位の実績値を基に、推計式（一次式、対数式、べき乗式、指数式）を用いて原単位の将来予測を行い、最も妥当な値を採用します。

1) 家庭系ごみの原単位の予測

家庭系ごみの原単位の予測結果は、表 3-11及び図 3-6に示すとおりです。

過去8年間の実績値を推計式に当てはめ、最も妥当と判断されるものを採用しました。

表 3-11 家庭系ごみの原単位の予測

単位：g/人・日

	年度	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計(全体)
実績値	平成29年	564	86	19	669
	平成30年	566	85	16	667
	令和元年	574	85	22	681
	令和2年	574	95	15	684
	令和3年	582	81	17	680
	令和4年	589	92	22	703
	令和5年	573	90	21	684
	令和6年	566	90	25	681
予測値	令和7年	579	91	23	693
	令和8年	579	92	24	695
	令和9年	580	93	25	698
	令和10年	581	93	26	700
	令和11年	581	94	27	702
	令和12年	581	95	28	704
	令和13年	582	96	30	708
	令和14年	582	96	31	709
	令和15年	583	97	32	712
	令和16年	583	98	33	714
	令和17年	583	98	35	716

※表示桁数、四捨五入の関係で数値が合わない場合があります。

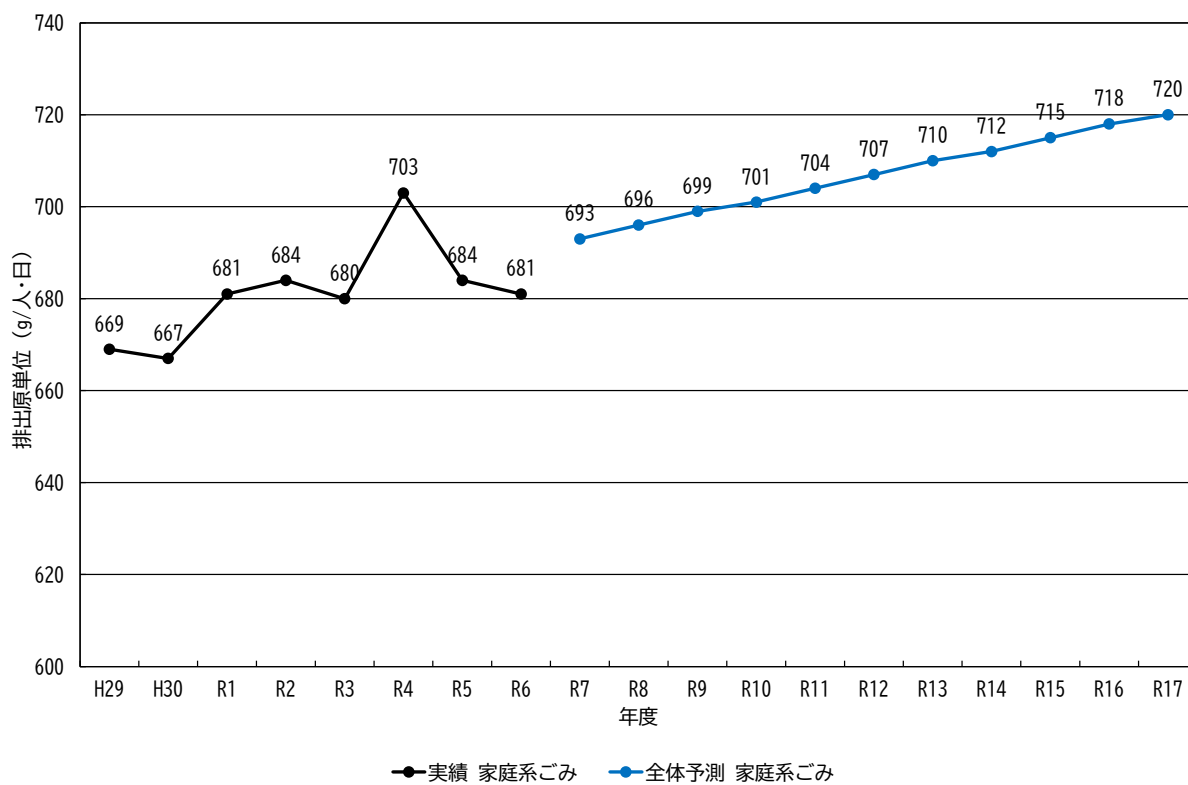


図 3-6 家庭系ごみの原単位の予測

2) 事業系ごみの原単位

事業系ごみの原単位の予測結果は、過去8年間の実績に変化が見られないことから、排出原単位は、表 3-12及び図 3-7のとおり、過去8年間の平均値(3.0 t/日)としました。

表 3-12 事業系ごみの原単位の予測

単位：t/日

	年度	事業系ごみ	備考
実績値	平成29年	3.3	
	平成30年	2.6	
	令和元年	2.6	
	令和2年	3.1	
	令和3年	3.1	
	令和4年	3.1	
	令和5年	2.9	
	令和6年	2.9	
予測値	令和7年	3.0	
	令和8年	3.0	
	令和9年	3.0	
	令和10年	3.0	
	令和11年	3.0	
	令和12年	3.0	
	令和13年	3.0	
	令和14年	3.0	
	令和15年	3.0	
	令和16年	3.0	
	令和17年	3.0	

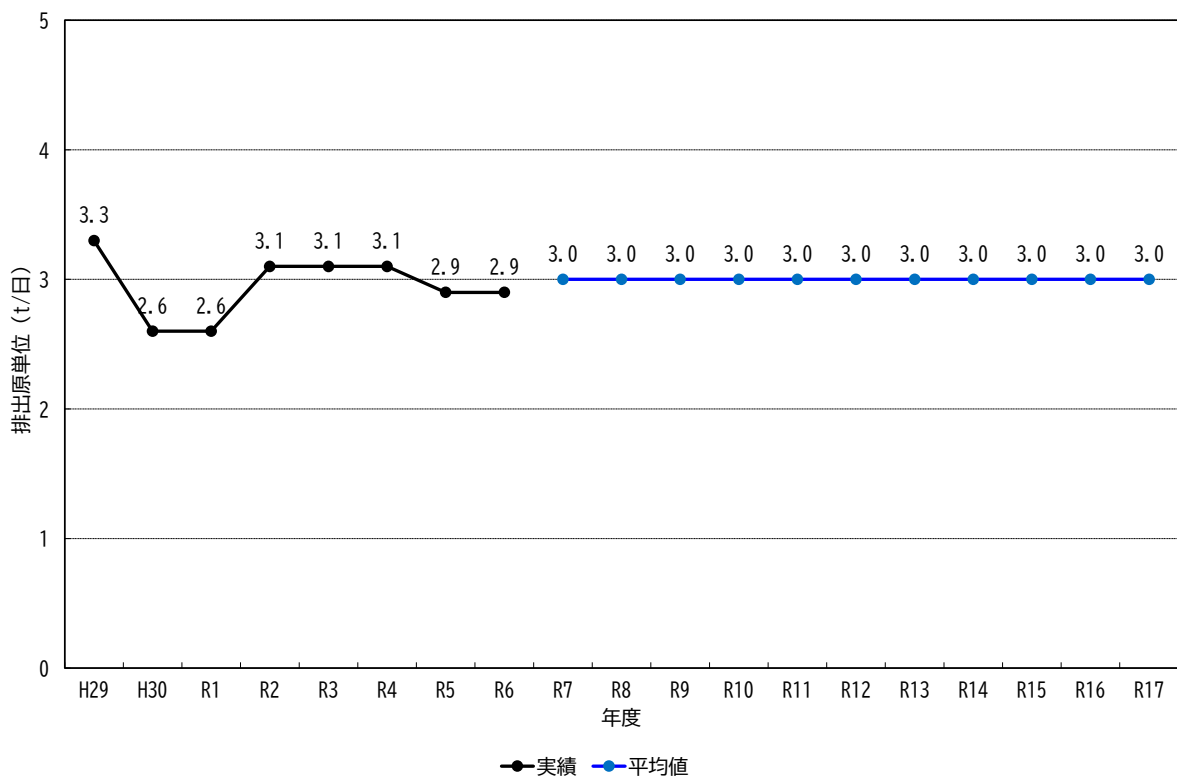


図 3-7 事業系ごみの原単位の予測

### 3) ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測結果は、表 3-13及び図 3-8に示すとおりです。

これまでに算出した排出原単位の予測値に将来推計人口等に乗じて区分ごとの排出量を算出しました。

- ・ 家庭系ごみ：原単位（g/人・日）×人口（人）×年間日数（日/年）
- ・ 事業系ごみ：原単位（t/日）×年間日数（日/年）

表 3-13 ごみ総排出量の実績・予測値

単位：t/年

区分 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口(人)	21,756	21,296	20,774	20,300	19,868	19,328	18,878	18,337	17,431
ごみ総排出量	6,522	6,138	6,128	6,188	6,062	6,077	5,788	5,629	5,504
家庭系ごみ排出量	5,311	5,184	5,177	5,063	4,929	4,952	4,726	4,556	4,409
可燃ごみ	4,478	4,396	4,363	4,250	4,219	4,153	3,956	3,789	3,684
資源ごみ	680	662	647	702	586	647	622	602	579
粗大ごみ	153	126	167	111	124	152	148	165	146
事業系ごみ排出量	1,211	954	951	1,125	1,133	1,125	1,062	1,073	1,095
可燃ごみ	1,211	954	951	1,125	1,133	1,125	1,062	1,073	1,095

区分 \ 年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
総人口(人)	17,018	16,605	16,191	15,778	15,365	14,968	14,571	14,174	13,777	13,380
ごみ総排出量	5,411	5,340	5,233	5,137	5,043	4,976	4,866	4,779	4,686	4,604
家庭系ごみ排出量	4,316	4,242	4,138	4,042	3,948	3,878	3,771	3,684	3,591	3,506
可燃ごみ	3,596	3,525	3,434	3,346	3,258	3,188	3,095	3,016	2,932	2,855
資源ごみ	571	565	550	541	533	526	511	502	493	480
粗大ごみ	149	152	154	155	157	164	165	166	166	171
事業系ごみ排出量	1,095	1,098	1,095	1,095	1,095	1,098	1,095	1,095	1,095	1,098
可燃ごみ	1,095	1,098	1,095	1,095	1,095	1,098	1,095	1,095	1,095	1,098

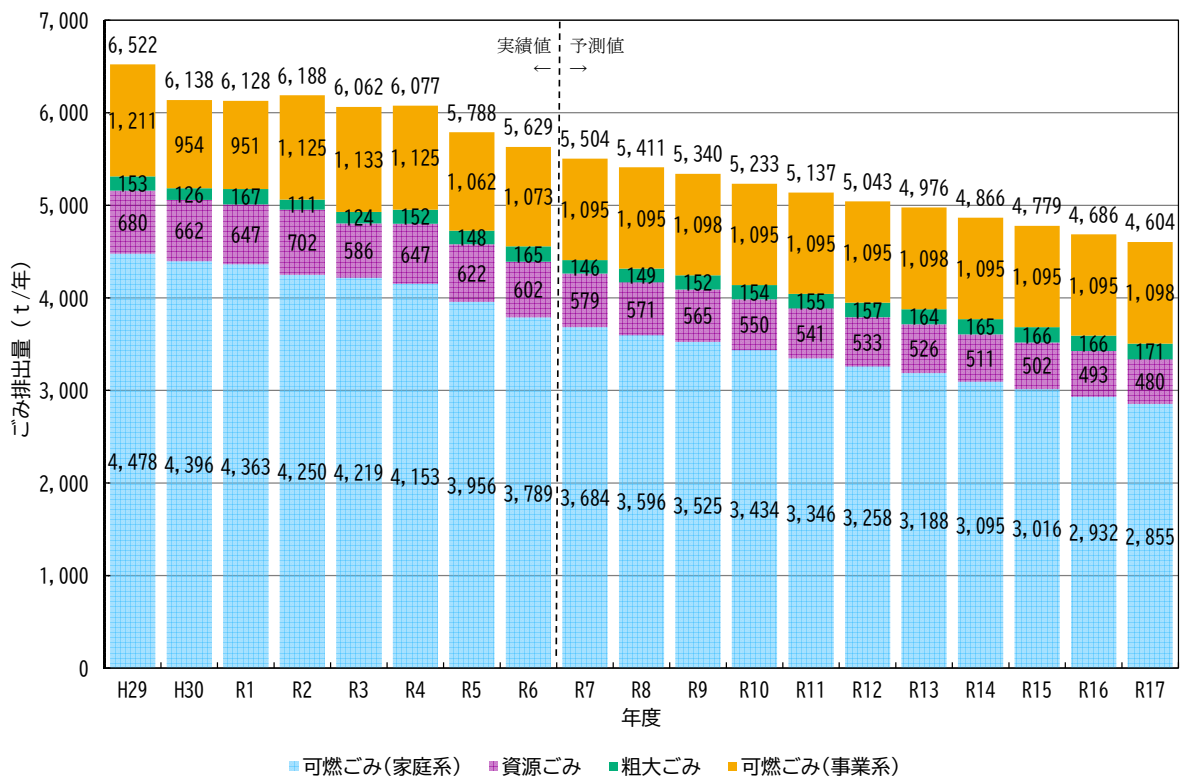


図 3-8 ごみ総排出量の実績・予測値

(5) 資源化量及び最終処分量の予測

資源化量及び最終処分量については、過去8年間の実績値を用いて、推計式によりそれぞれの予測を行いました。

資源化量と最終処分量の予測値及びごみ排出量の予測値より、それぞれ資源化率、減量化率を算出しました。

1) 資源化量の予測

資源化量の予測結果と資源化率は、表 3-14及び図 3-9に示すとおりです。なお、資源化量は、過去8年間の実績値を推計式に当てはめ、最も妥当と判断されるものを採用しました。

表 3-14 資源化量の予測結果と資源化率

区分	年度								
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ごみ総排出量(t)	6,522	6,138	6,128	6,188	6,062	6,077	5,788	5,629	5,504
資源化量(t)	531	563	558	564	549	523	504	484	495
資源化率	8.1%	9.2%	9.1%	9.1%	9.1%	8.6%	8.7%	8.6%	9.0%

区分	年度									
	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
ごみ総排出量(t)	5,411	5,340	5,233	5,137	5,043	4,976	4,866	4,779	4,686	4,604
資源化量(t)	486	477	468	459	450	442	433	424	415	406
資源化率	9.0%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.8%

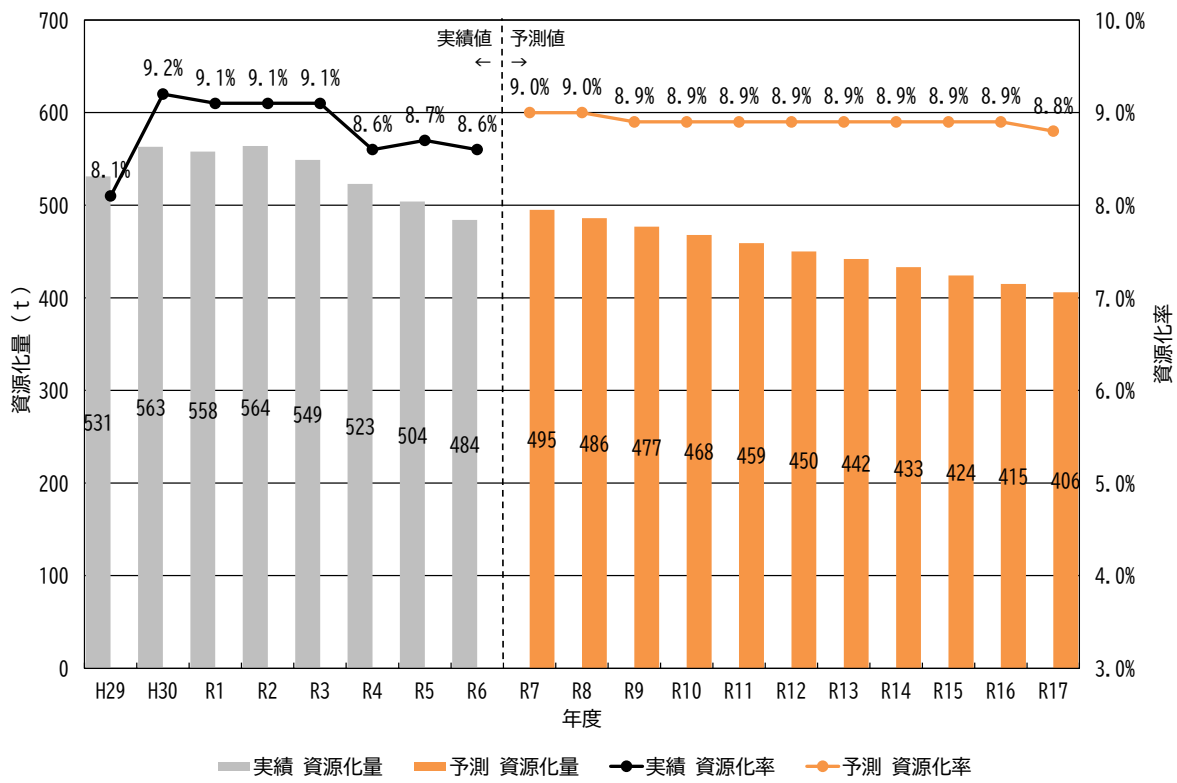


図 3-9 資源化量の予測結果と資源化率

2) 最終処分量の予測

最終処分量の予測結果と減量化率は、表 3-15及び図 3-10に示すとおりです。

なお、最終処分量は、過去8年間の実績値を推計式に当てはめ、最も妥当と判断されるものを採用しました。

表 3-15 最終処分量の予測結果と減量化率

区分 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ごみ総排出量(t)	6,522	6,138	6,128	6,188	6,062	6,077	5,788	5,629	5,504
最終処分量(t)	795	738	742	664	668	669	638	646	628
減量化率	87.8%	88.0%	87.9%	89.3%	89.0%	89.0%	89.0%	88.5%	88.6%

区分 \ 年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
ごみ総排出量(t)	5,411	5,340	5,233	5,137	5,043	4,976	4,866	4,779	4,686	4,604
最終処分量(t)	620	613	606	600	595	589	585	580	576	571
減量化率	88.5%	88.5%	88.4%	88.3%	88.2%	88.2%	88.0%	87.9%	87.7%	87.6%

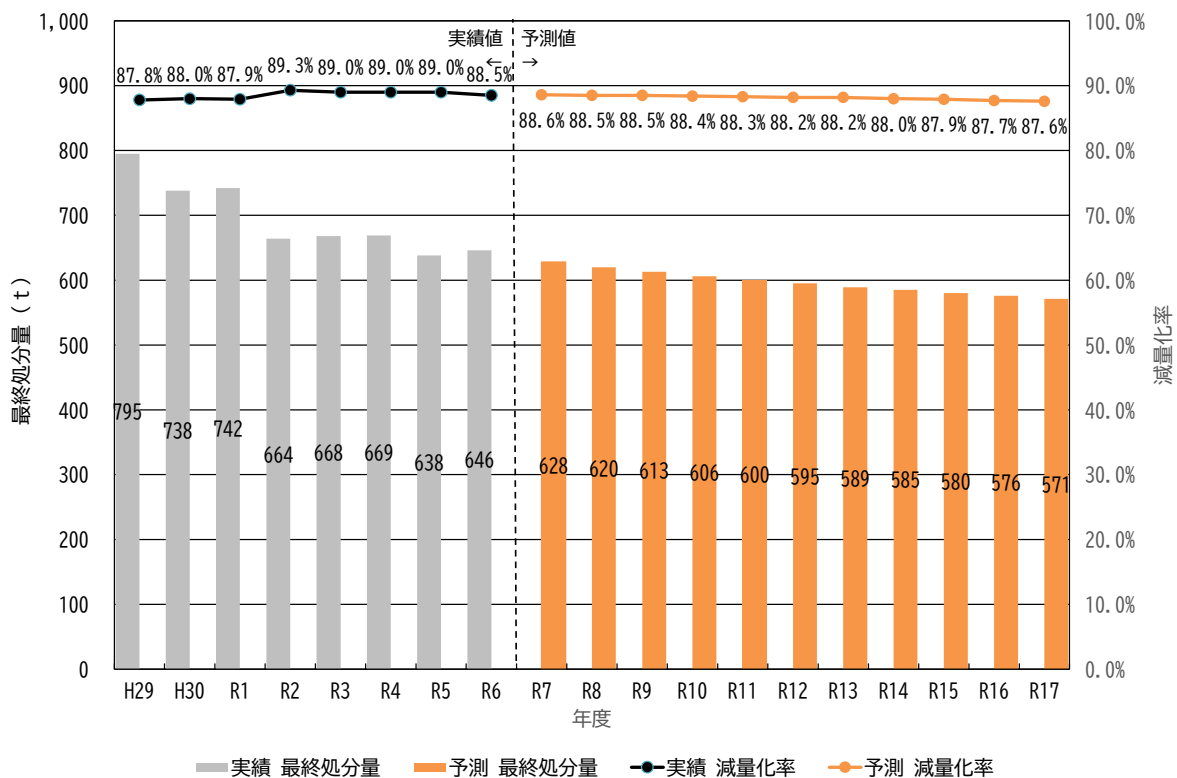


図 3-10 最終処分量の予測結果と減量化率

## 2. 基本方針

近年、気候変動問題や資源枯渇といった地球規模の課題が深刻化する中、廃棄物問題に対する社会全体の意識が大きく変化しています。特に、プラスチックごみ問題や食品ロス問題は国際的な注目を集め、日本においても、これらの問題に対する社会的な関心は高まっています。

このような状況を踏まえ、従来型の「燃やして埋める」という廃棄物処理から、ごみの発生抑制、削減、再使用、リサイクルを重視した循環型社会への転換がより一層求められており、この転換を実現するため、住民、事業者、行政が一体となって取り組むなかで、ごみ減量目標を達成し、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組を加速させます。

### 【愛南町のごみ処理基本方針】

## 4 R の推進による環境負荷の軽減

## 3. 目標値の設定

令和2年度～令和6年度のごみ処理実績及び将来予測値より、目標年次（令和17年度）における目標値を設定し、ごみの減量化・資源化を推進します。

### (1) 減量化目標

ごみの排出量（1人1日当たりの排出量）は、目標年次となる令和17度において、令和6年度実績に対して5.0%以上削減します。

また、事業系ごみについては、家庭系ごみへの混入を防ぐための指導を強化しており、家庭系・事業系ごみそれぞれの排出量目標を設定します。

#### 1) 家庭系ごみの排出量目標値

家庭系ごみの排出量については、過去8年間の実績においては減少していますが、目標年次には増加する予測となっています。そのため、これまで以上に排出抑制に向けた取組を強化していきますが、人口減少によるごみ排出量の減少も含め、目標削減率を「5.0%」に設定します。

表 3-16 家庭系ごみの排出量（1人1日当たり）

単位：g/人・日

	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (計画目標値)
ごみ排出量予測値 (P23)	684	681	716
減量後のごみ排出目標値	—	—	647
目標削減率	—	—	5.0%

2) 事業系ごみの排出量目標値

事業系ごみの排出量については、家庭系ごみへの混入防止の取組により近年増加の傾向にありますが、人口減少によるごみ排出量の減少も含め、目標削減率を「10.0%」に設定します。

表 3-17 事業系ごみの排出量（年間）

単位：t/年

	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (計画目標値)
ごみ排出量予測値	1,125	1,073	1,098
減量後のごみ排出目標値	—	—	966
目標削減率	—	—	10.0%

(2) 資源化目標

令和6年度の実績において資源化率は8.6%で、ほぼ横ばいで推移しています。令和17年度には、この8.6%から10.0%以上に引上げることがを目標とします。

また、事業系ごみに関しては自己処理が原則であり、資源化物については民間リサイクルルートにより処理するケースもあります（民間リサイクル含む資源化率は令和6年度30.9%）。

1) 資源化率の目標値

資源化については、住民一人ひとりがリサイクルの意識を持ち、可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみ）から資源化物の分別を行うことによって、資源化率の向上を図ります。

表 3-18 資源化量（年間）

単位：t/年

	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (計画目標値)
資源化量予測値 (P29)	564	484	406
資源化量目標値	—	—	460
目標資源化率	—	—	10.0%

## 2) 減量化率の目標値

減量化については、住民一人ひとりがリサイクルの意識を持ち、可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみ）より資源化物の分別を行うことによって、資源化率の向上を図るとともに焼却量を抑え、最終処分量の減少を目指します。

表 3-19 最終処分量（年間）

単位：t/年

	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (計画目標値)
最終処分量予測値（P31）	664	646	571
最終処分量目標値	—	—	460
目標減量化率	—	—	90.0%

## 4. ごみ処理基本計画の施策（関連するSDGsの目標）

持続可能な社会の実現に向けて、住民、事業者、行政が一体となって廃棄物の発生を抑制し、廃棄物を資源として最大限に活用するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、自然環境・生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りながら、循環型社会の実現を目指します。

### ① 地域全体で資源循環システムを構築し、地域住民、事業者、行政が連携して、ごみの分別、回収、リサイクルを効率的に行い、ごみの発生量を最小化します。



#### 11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。



#### 12 つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

### ② 4Rを促進するための住民意識向上と行動変容を促進します。



#### 12 つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

### ③ ごみの適正管理、適正処理を通じて、環境汚染の防止と健康な生活環境の確保を目指します。



#### 3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



#### 11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。

④地域住民が主体的に参加できる美化活動を通じて、地域への愛着を深められるよう、ボランティア活動の促進や環境教育を推進します。



住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(1) 住民、事業者、行政の役割

①住民の役割

○住民は、ごみに対する意識を見直し、ごみになりにくい商品を選択し、物を大切に使い、リユースショップを利用するなど、ごみの発生量を抑え、再生利用できるごみについては積極的に資源化する。

②事業者の役割

○事業者は、製品の設計段階から廃棄物量を減らす工夫や、リサイクルしやすい製品の開発など、製品のライフサイクル全体で排出量削減に努める。

③行政の役割

○行政は、ごみ問題を広く住民や事業者に普及啓発し、ごみ発生量の抑制や減量・資源化に関する施策を積極的に推進していくとともに、行政自ら先導的に行動する。

## (2) 発生及び排出抑制のための施策

### ごみの排出抑制のための方策

近年、住民のリサイクルへの関心の高まりや人口の減少により、ごみの排出量は減少していますが、より一層安全で快適な生活環境を保全・創造していくために、住民・事業者・行政が一体となってごみの発生及び排出の抑制に取り組みます。

#### ①4 R運動の推進

ごみを出さない、減らす、繰り返し使う、資源として再生することにより、環境への負荷を考慮した循環型社会を目指します。

また、住民一人ひとりが意識し、実践できるよう、分別方法の周知やリサイクル製品の普及、ごみ減量に関する啓発などの取組を展開していきます。

#### ②小型家電リサイクルの促進

使用済み小型家電の回収ボックス設置や本庁・支所での直接受付を推進し、再資源化を適切に進めます。

#### ③リサイクル商品の普及

リサイクル商品や詰め替え商品など、環境に配慮したグリーン購入を促進します。

#### ④リユースの促進

愛南町と株式会社ジモティーは「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、まだ使えるけど要らなくなったものを、ごみとして捨てる前に自ら譲り先を探すよう啓発し、更なるごみの削減に取り組みます。また、環境衛生センターでは小型家具の無償譲渡を行っており、粗大ごみの減量化を図ります。

#### ⑤食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品ロス削減に向けて、事業者、消費者、行政が一体となり、余剰食品の有効活用、購入量の見直し、保存方法の工夫、食べきりといった製造から消費までの全段階におけるムダを無くす取組を推進することが必要です。

##### ア. フードドライブの取組

フードバンク団体を通じて家庭で余っている食品を地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動（フードドライブ）を支援し、余剰食品の有効活用を図ります。

##### イ. おいしい食べきり運動推進店の推進

外食産業による食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設等を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、広く住民に紹介するとともに、食べきりの推進に向けた意識啓発を図ります。

ウ. 食品小売業での食品廃棄物の排出抑制

食品小売業においては、売れ残りを減らす仕入れの工夫、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、販売方法の工夫を推進します。

⑥ごみ・環境等に関する意識啓発

ごみを出さない、ごみを活かすという意識を、一人ひとりが日常の行動に結びつけ、ごみ処理のコスト意識を高めることが重要です。そのため、広報活動や学習会を通して、具体的な実践方法やその効果についてわかりやすく伝え、ごみ問題への関心を深めていきます。

ア. 広報あいなん、町ホームページ等の活用による啓発

ごみ問題、環境問題、ごみ収集の現状、リサイクルの現状等を町のホームページや広報あいなん、かんきょうかわら版等で情報発信します。

イ. 環境教育の推進

ごみ問題、環境問題に対する意識を高めるため、関係機関等との連携により環境教育・学習会等での周知を図ります。

⑦ごみ減量化・資源化への支援

ア. 家庭・地域への支援

(ア) 生ごみ処理容器購入補助制度により、ごみ減量化・堆肥化を推進します。

(イ) 一般家庭から出た廃食用油を積極的に回収し、バイオディーゼル燃料などの原料としてリサイクルすることで、資源の有効活用を図ります。

(ウ) 商品購入の際は、買い物袋やマイバッグ等の活用を推奨します。

(エ) 簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等の選択を促し、容器包装廃棄物の排出を抑制します。

イ. 事業所への支援・連携

(ア) 商店やスーパーで商品を販売する際に、販売者と消費者双方の合意のもとで過剰包装の抑制やマイバッグ利用によるレジ袋の提供自粛など、包装の簡素化を推進します。

(イ) 食品トレイの使用削減を推奨します。同時に使用した食品トレイや牛乳パックは店頭で回収し、再利用・再資源化を推進します。

(ウ) 事業所から発生する紙ごみの増加を抑制するため、OA関連用紙の分別・資源化、ダンボールの発生抑制を推進します。

### (3) 資源化（減量化）の施策

#### 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現在、排出されるごみについては可燃ごみと資源ごみの二つに大別され、可燃ごみは焼却処理、資源ごみはリサイクル施設で選別後、鉄、アルミ・ガラスに資源回収しています。それ以外の残渣は、埋立処分しています。

また、資源ごみは、分別収集により、金属類（鉄、アルミ）、ガラス類、ペットボトル類等、可能な限り資源化を行っています。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」とする）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の主旨に基づき、更なる分別収集を推進し、分別の精度と質の向上を図る施策を考えていく必要があります。

#### ①家庭系ごみの分別の徹底と収集

ごみの資源化と分別排出の徹底を図るため、住民への啓発活動を行い、正しい分別方法の周知を図ります。また、収集作業員の安全確保に努めるとともに、住民の排出モラル向上を目指し、指定ごみ袋の実施や各行政区でのステーション管理の指導を行います。

##### ア. 分別収集の徹底

質の高い資源の排出を目指し、分別早見表の配布やホームページでの情報提供など、分別収集の周知を図るとともに、住民への理解と協力を拡大します。

##### イ. 新たな収集方式・収集体制の改善

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、新たに対象となる容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集体制を構築し、資源化を促進します。

##### ウ. 排出方法

本町では、現在、収集区分別指定袋制度を導入しており、今後も継続します。

##### エ. 容器包装廃棄物の分別収集計画

「容器包装リサイクル法」では、市町村は再商品化する特定容器の分別収集計画の策定が求められています。それを受け、本町では、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を次のとおり実施しています。

#### 【容器包装廃棄物の分別収集計画】

分別収集の対象品目については、資源ごみとしてびん類、缶類（アルミ缶、スチール缶）、ペットボトル類、不燃物類については、分別区分に応じた収集を行います。

分別収集したものはそれぞれ選別し、分別基準適合物として回収します。

また、令和8年度からは、容器包装プラスチック及び製品プラスチックについても、資源化を図るため分別収集を行います。

古紙・ダンボール類は町による直接収集と直接持ち込みによって回収を行っていき

ます。

## ②事業系ごみの分別の徹底と抑制

事業系ごみの中には資源化できるものが多量に含まれており、徹底した分別を行うことにより、一層の資源化・減量化を図ります。また、事業系ごみは自己処理が原則となっており、家庭系ごみへの混入及び混合排出の抑制に向け適切な指導を行います。

### (4) 適正管理及び適正処理の施策

#### ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

地域環境保全は言うまでもなく、地球環境保全に配慮した収集・運搬、中間処理（再生利用を含む）、最終処分場の延命が必要となります。

ごみを適正に処理するためには、発生から処理・処分に至るまでのトータル管理を目指す必要があります。住民、事業者、行政が各々の立場における役割分担のあり方を常に追及し、環境への負荷を与えないシステム作りが課題とされています。

そのため、住民はごみに対する意識改革やルールの遵守が重要となり、事業者においても環境に対する社会的責任を果たす取組がより強く求められています。

## ①ごみ排出の指導

住民が生活環境に最大の注意をはらい、ルールを遵守してごみを排出するよう指導を行います。特に集合住宅からのごみの排出については指導の強化に努めます。

### ア. 家庭系ごみの排出指導

- (ア) 決められた日に、決められた場所に分別して排出するよう指導します。
- (イ) 家屋の解体等による粗大ごみの不法投棄の防止を指導します。
- (ウ) 粗大ごみの持込みに関しては、事前の受付・登録制とし、受入基準の確認と搬入日の指定を事前に行うものとします。
- (エ) ごみステーション及びその周辺については清潔に保つものとし、その際必要なごみ集積箱については補助金制度の奨励を行います。

### イ. 集合住宅に対する排出指導

分別の不徹底や時間外排出等に対するごみ排出指導を強化します。

### ウ. 事業系ごみの自家処理の指導

事業活動に伴う廃棄物については、法律上、事業所自らの責任において適正に処理しなければならない旨、明確に規定されています。法や条例の趣旨を浸透させ、不適正処理や家庭系ごみステーションへの排出を防ぐため、自家処理の指導を強化するとともに、排出指導を併せて行います。

### エ. 適正処理困難物の指定及び取り扱い指導の徹底

適正な処理が困難な廃棄物を適正処理困難物として指定するとともに、事業者における回収等の措置を指導します。

オ. 一般廃棄物の排出禁止品目と、その処分の指導の強化、排出禁止品を処分する際の指導強化

(ア) 有毒性、危険性、有害性、引火性または著しい悪臭を伴う一般廃棄物

(イ) 特別管理一般廃棄物

(ウ) 適正処理困難物

原動機付自転車、スプリング入りマットレス、ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、ペンキ、油、薬品、FRP製品、農業用ビニール、農機具、養殖用フロート、魚網

(エ) 容積または重量の著しく大きい一般廃棄物

(オ) 以上の他、収集運搬・処理に支障を及ぼす恐れのある一般廃棄物

カ. 自己搬入する一般廃棄物の届け出制度

搬入する一般廃棄物の届出についての指導の強化

## ②収集・運搬の整備

収集体制の中における問題点を抽出し、収集時間・収集ルート・収集回数の検討を適宜行うことで、より効率的な収集体制を構築します。

## ③不法投棄の防止

山間部や海岸部など人通りの少ない地域において、不法投棄が多く見受けられるため、監視カメラによる24時間体制での監視や看板設置による注意喚起、巡視員によるパトロールの強化に努めます。

違反者に対しては、警察への通報など迅速に対応できる体制を整備し、不法投棄が行われないような環境づくりを推進していきます。

## ④災害廃棄物の適正処理

愛南町災害廃棄物処理計画に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、迅速かつ円滑に対応し、状況に応じて可能な限り短時間での適正処理を目指します。

また、災害廃棄物の分別を徹底し、再生利用・再資源化を図ります。

## ⑤海洋ごみの適正処理

近年、海岸漂着ごみの量は増加傾向にあり、特に自然災害発生後はその傾向が顕著に現れます。この問題を解決するため、沿岸地域住民や漁業関係者によって回収された海洋ごみを収集運搬し、適切な処理を行います。

また、ボランティア団体と連携して、立ち入り困難地域に漂着したごみの回収・処理を行います。

## ⑥最終処分場の維持

最終処分場は、ごみを自然界の代謝機能を利用して自然へ還元するプロセスであり、必要不可欠な施設です。しかし、その確保は、全国的に困難な状況になってきているため、現有の処分場の延命を図り適正な利用を推進していきます。

ア. 最終処分場の延命化

ごみの排出抑制や資源化を行政、事業者、住民が一体となって行い、廃棄物を適正に処理することにより最終処分量を減らし、最終処分場の延命化を図ります。

イ. 最終処分場（埋立場、浸出水処理施設）の適正な維持管理

埋立場での覆土の実施や浸出水の適正な処理を行うことにより、周辺環境への影響を防止します。

（ア）浸出水対策

地下水汚染防止のための遮水シートの維持管理・監視を行います。

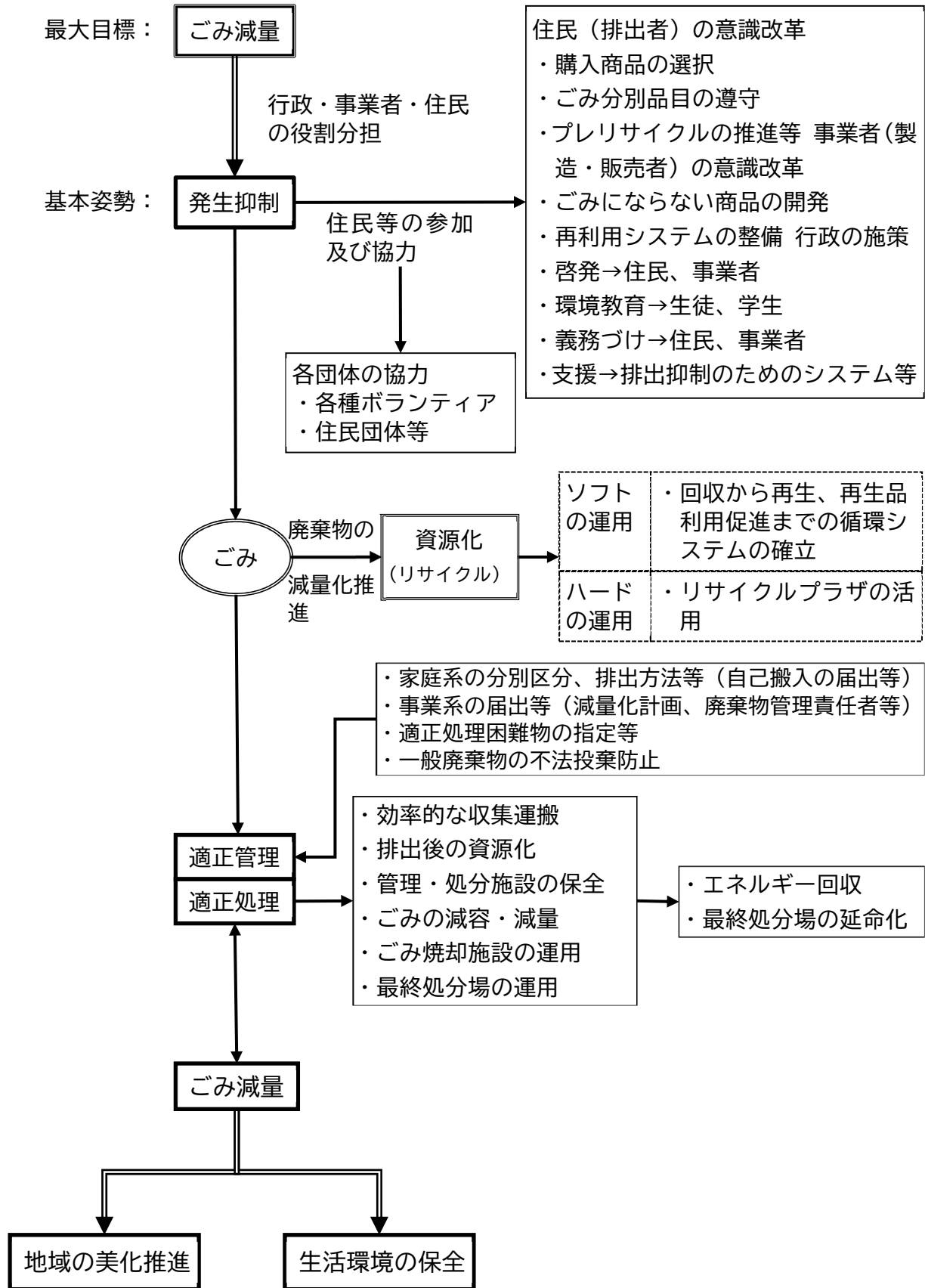
（イ）廃棄物の飛散及び悪臭対策

埋立地の外へ廃棄物が飛散し、悪臭が発散しないように適正な覆土を行います。

ウ. 跡地利用計画の推進

周辺環境や社会的ニーズに適した跡地利用の計画を推進していきます。

ごみ処理基本計画のイメージ



## 第 4 章 生活排水処理基本計画

### 第 1 節 基本方針

公共用水域の水質保全のため、P F I 事業による合併処理浄化槽の設置を愛南町の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進をより一層推進します。家屋の新築、改造等においても合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

合併処理浄化槽整備計画区域以外の農業・漁業集落排水処理区域においては、未接続住宅に対する指導、啓発を引き続き行い集落排水処理施設への接続率の向上を図ります。

### 第 2 節 生活排水処理の現状

本町における過去 5 年間の処理形態別人口の推移は、表 4-1 及び図 4-1 に示すとおりです。

水洗化・生活排水処理人口が増加し、非水洗化人口は減少しています。

表 4-1 処理形態別人口の推移

単位：人

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1. 計画処理区域内人口	20,300	19,868	19,328	18,878	18,337
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,629	9,699	9,747	9,742	9,747
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,297	7,393	7,485	7,518	7,564
(3) 農業・漁業集落排水施設	2,332	2,306	2,262	2,224	2,183
(4) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	5,599	5,489	5,348	5,220	5,073
4. 非水洗化人口	5,072	4,680	4,233	3,916	3,517
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

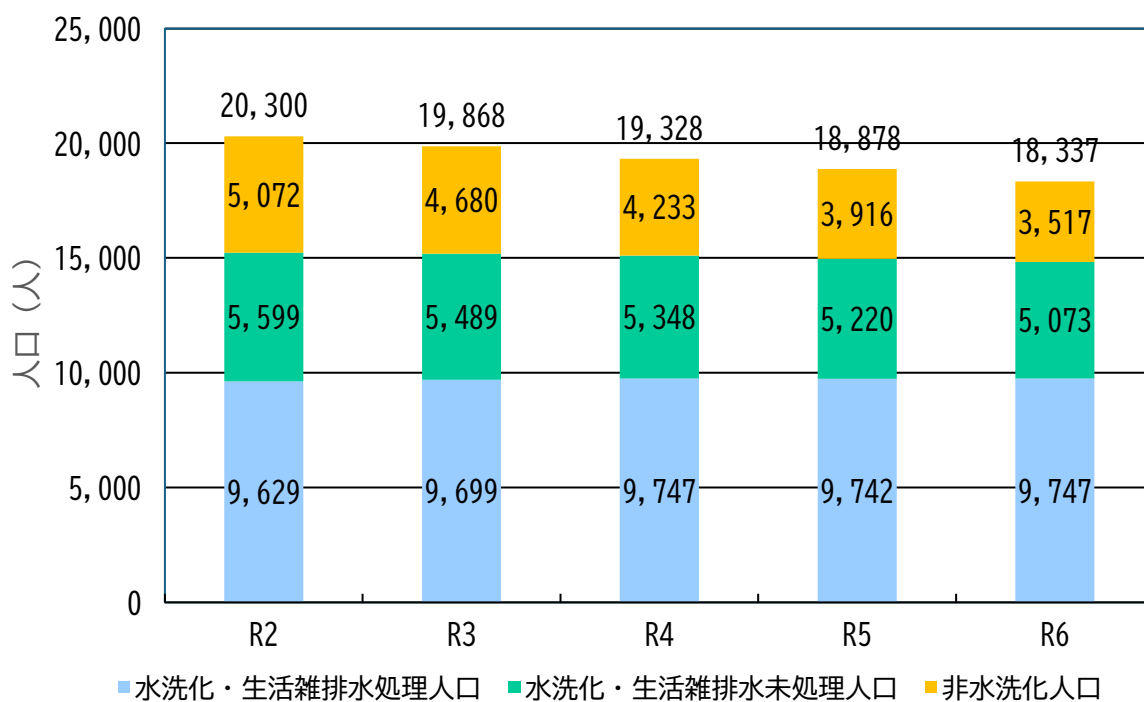


図 4-1 処理形態別人口の推移

### 第 3 節 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 4-2に示すとおりです。

表 4-2 生活排水の処理主体

項目	処理対象	処理主体
農業・漁業集落排水施設	し尿・生活雑排水	愛南町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	愛南町・個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	愛南町

#### 第 4 節 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測は、表 4-3及び図 4-2に示すとおりです。

表 4-3 処理形態別人口の予測

単位：人

区分	年度				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1. 計画処理区域内人口	20,300	19,868	19,328	18,878	18,337
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,629	9,699	9,747	9,742	9,747
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,297	7,393	7,485	7,518	7,564
(3) 農業・漁業集落排水施設	2,332	2,306	2,262	2,224	2,183
(4) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	5,599	5,489	5,348	5,220	5,073
4. 非水洗化人口	5,072	4,680	4,233	3,916	3,517
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

区分	年度					
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
1. 計画処理区域内人口	17,431	17,018	16,605	16,191	15,778	15,365
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,761	9,775	9,791	9,808	9,825	9,844
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,617	7,670	7,724	7,778	7,832	7,887
(3) 農業・漁業集落排水施設	2,144	2,105	2,067	2,030	1,993	1,957
(4) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	4,941	4,813	4,688	4,566	4,447	4,331
4. 非水洗化人口	2,729	2,430	2,126	1,817	1,506	1,190
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0

単位：人

区分	年度				
	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
1. 計画処理区域内人口	14,968	14,571	14,174	13,777	13,380
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,699	9,692	9,686	9,680	9,673
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	7,606	7,612	7,618	7,624	7,630
(3) 農業・漁業集落排水施設	2,093	2,080	2,068	2,056	2,043
(4) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	3,342	3,111	2,881	2,650	2,419
4. 非水洗化人口	2,317	2,158	1,998	1,838	1,678
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

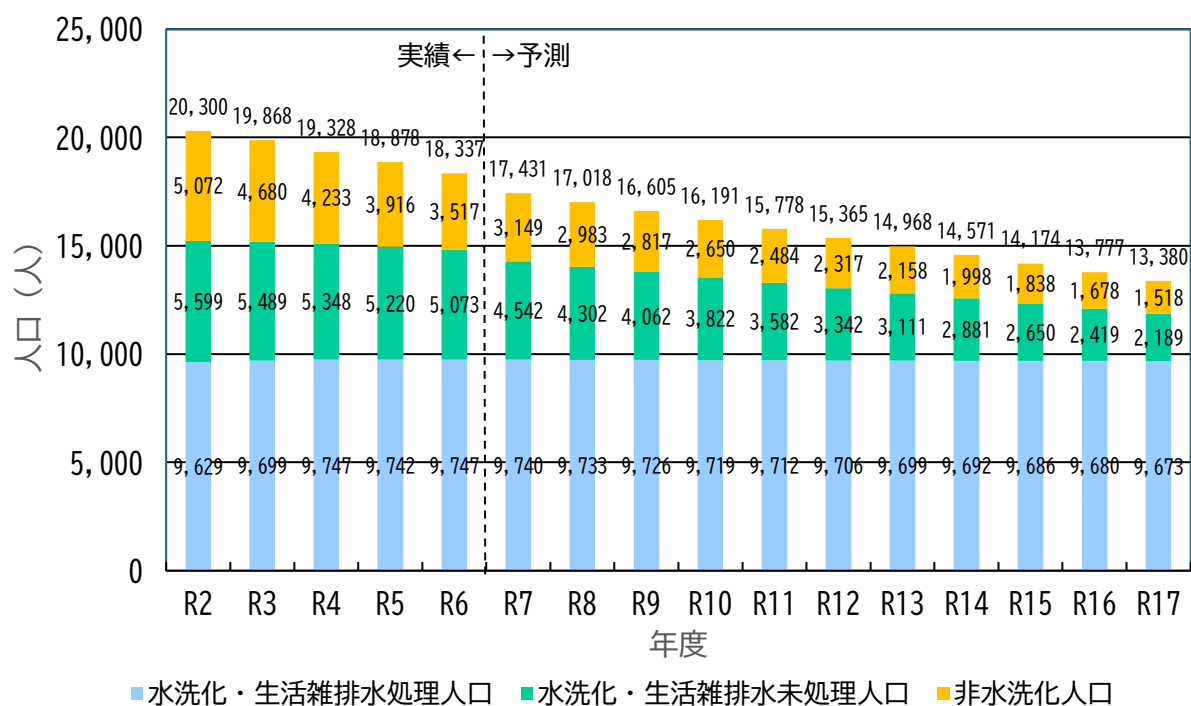


図 4-2 処理形態別人口の予測

## 第 5 節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

### 1. し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本町における、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、図 4-3に示すように、許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を宇和島広域 汚泥再生処理センターで処理しています。

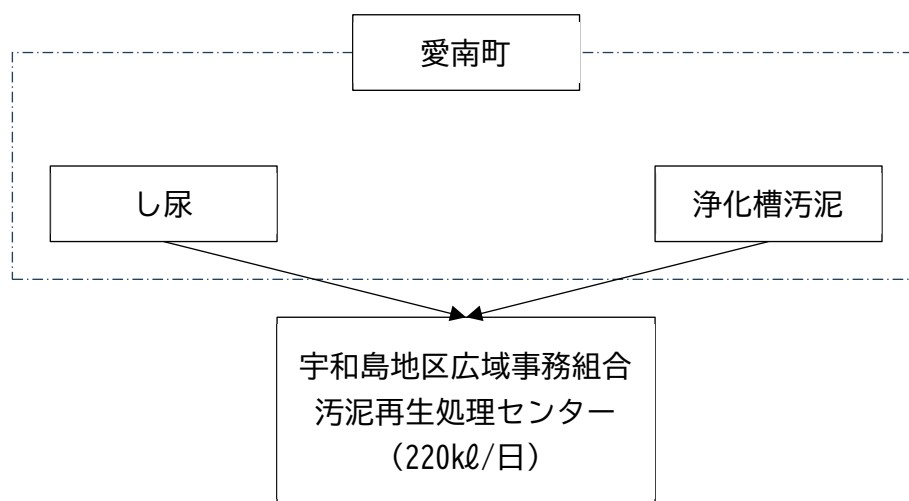


図 4-3 し尿及び浄化槽汚泥の流れ

### 2. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

過去5年間における町全体のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績は、表 4-4に示すとおりです。令和6年度の実績では、合計14,532kℓ/年であり、内訳はし尿が9,036kℓ/年（62.2%）、浄化槽汚泥が5,496kℓ/年（37.8%）となっています。

収集量の実績を見るとし尿量、浄化槽汚泥量ともほぼ横ばい状態です。今後は、人口の減少とともに全体収集量は減少していくが、合併処理浄化槽の普及とともに浄化槽汚泥の増加が見込まれます。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量

単位：kℓ

年度 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
し尿	7,762	8,177	9,085	9,336	9,036
浄化槽汚泥	7,475	6,983	6,042	5,318	5,496
合計	15,237	15,160	15,127	14,654	14,532

### 3. 1人1日当たり排出量

過去3年間における、し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たり排出量を表 4-5及び図 4-4に示すとおりです。

表 4-5 し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たり排出量

単位：kℓ/人・日

区分 \ 年度	令和4年	令和5年	令和6年
し尿	1.29	1.36	1.35
浄化槽汚泥	0.85	0.77	0.82
合計	2.14	2.13	2.17

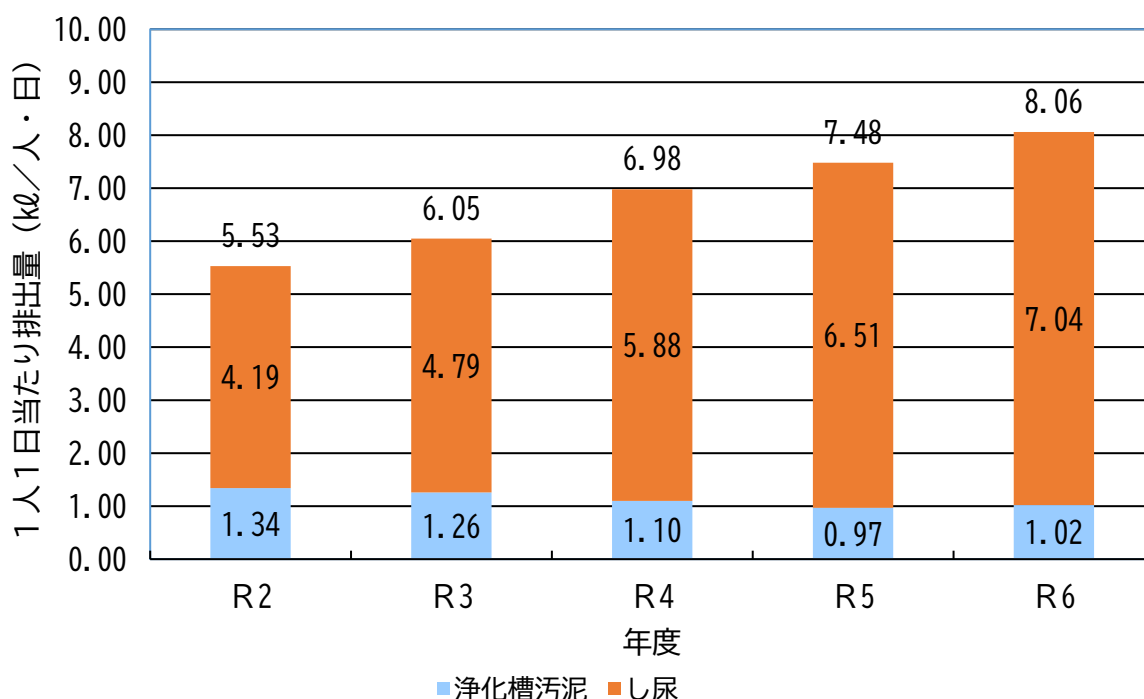


図 4-4 尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たり排出量

### 4. し尿処理施設の概要

本町で収集された、し尿及び浄化槽汚泥は、平成27年8月から表 4-6に示す広域汚泥再生処理センターで処理されています。

表 4-6 し尿処理施設の概要

施設名	宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター
所在地	宇和島市坂下津乙69番地1
処理方式	高負荷膜分離処理＋高度処理
公称能力	220kℓ/日（し尿130kℓ・浄化槽汚泥90kℓ）

## 第 6 節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

### 1. 収集・運搬計画

本町全域を計画収集区域とし、計画収集区域で発生するし尿及び浄化槽汚泥を収集・運搬の対象とします。収集・運搬主体は、表 4-7に示す許可業者が行うものとします。

表 4-7 収集・運搬及び清掃

許可業者	廃棄物の種類	業務の範囲		対象区域
(株)岩村電気水道	し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬	浄化槽清掃	愛南町全域
(有)尾崎商店				
(有)クリーン西海				
(有)高平屋				
(有)滝野産業				
愛南町環境衛生協同組合		収集運搬		

### 2. 中間処理計画

宇和島地区広域事務組合において、宇和島圏域での広域的処理を行うため、汚泥再生処理センターを整備しました。本町も施設の供用開始に合わせて共同処理に参画しており、今後は、宇和島地区広域事務組合の策定する生活排水処理基本計画に沿った処理を行います。

## 第3次一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月策定

発行 愛南町

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

TEL 0895-72-1211 (代表)

編集 愛南町環境衛生課